

令和7年度（2025年度）

# 暮らしと市税



リベライン旭川パーク

旭 川 市

暮らしと市税

検索



## 旭川のデータ

- 位置 (市役所所在地)  
東経142度21分54秒 北緯43度46分17秒  
標高約112.0m
- 人口・世帯 316,183人 177,167世帯  
(令和7年1月1日現在)
- 面積 747.66km<sup>2</sup>
- 市政施行 大正11年(1922年)8月1日
- 地名の由来 「旭川」の語源は、アイヌ語の「チュプ・ペツ」  
(日・川)で、これを意識して「旭川」と名付けたといわれています。
- 市民の木 ナナカマド
- 市民の花 ツツジ
- 市民の鳥 キレンジャク
- 市民の虫 カンタン



市民の木／ナナカマド

## 市民憲章

わたくしたちは、旭川市の市民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げて、よりよい旭川をつくることに努めましょう。

1. 元気で働き、楽しい家庭をつくりましょう。
1. 親切をつくし、あたたかい社会をつくりましょう。
1. きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。
1. 自然を愛し、きれいな都市をつくりましょう。
1. 文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。

(昭和35年9月20日制定)

# 目次

第1章 市税の使いみち	2
第2章 市税のあらまし	6
Ⅰ 市民税	7
Ⅱ 固定資産税	35
Ⅲ 都市計画税	47
Ⅳ 軽自動車税	48
Ⅴ 市たばこ税	52
Ⅵ 入湯税	53
Ⅶ 事業所税	53
第3章 市税の納付	54
Ⅰ 市税を納めるには	54
Ⅱ 納期内納付と滞納	59
第4章 市税に関する証明と お問合せ窓口	61
Ⅰ 市税に関する証明	61
Ⅱ お問合せ窓口	65
第5章 その他	66
Ⅰ 国税のあらまし	66
Ⅱ 道税のあらまし	68

## 市税 Q & A

### 個人市民税関係

- Q 配偶者控除及び配偶者特別控除を受けられる範囲は？ 16
- Q パート収入の税金は？ 16
- Q 昨年亡くなった人の市民税・道民税は？ 29
- Q 市外から転入した年の市民税・道民税は？ 29
- Q 給与所得以外の所得の申告については？ 29
- Q 市民税・道民税の医療費控除については？ 29
- Q 確定申告をする必要がないといわれましたが？ 30
- Q 退職後に納税通知書が送られてきたのは？ 30
- Q ふるさと納税の控除を受けるための手続きは？ 30

### 固定資産税関係

- Q 亡くなった人の固定資産税は？ 36
- Q 同じような土地なのに税額が違うのは？ 38
- Q 住宅を取り壊したのに、なぜ税額が上がるのか？ 39
- Q 地価が下がっているのに、なぜ税額が上がるのか？ 39
- Q 新築4年目に固定資産税が急に上がったのはなぜ？ 41

### 軽自動車税関係

- Q 年度途中で軽自動車等を廃車した場合は？ 51
- Q バイクを譲渡した場合は？ 51
- Q 種別割の税額が上がったのはなぜ？ 51

### その他

- Q 口座振替ができなかったときの納付方法は？ 57
- Q 納付してあるのに督促状が届いたのはなぜ？ 59
- Q 納付できないときは？ 60
- Q 私の承諾なしに差し押さえられたが？ 60

※ この冊子の一部を除き令和7年8月現在の内容により作成しています。

# 1 市税の使いみち

## ■ 市税の役割

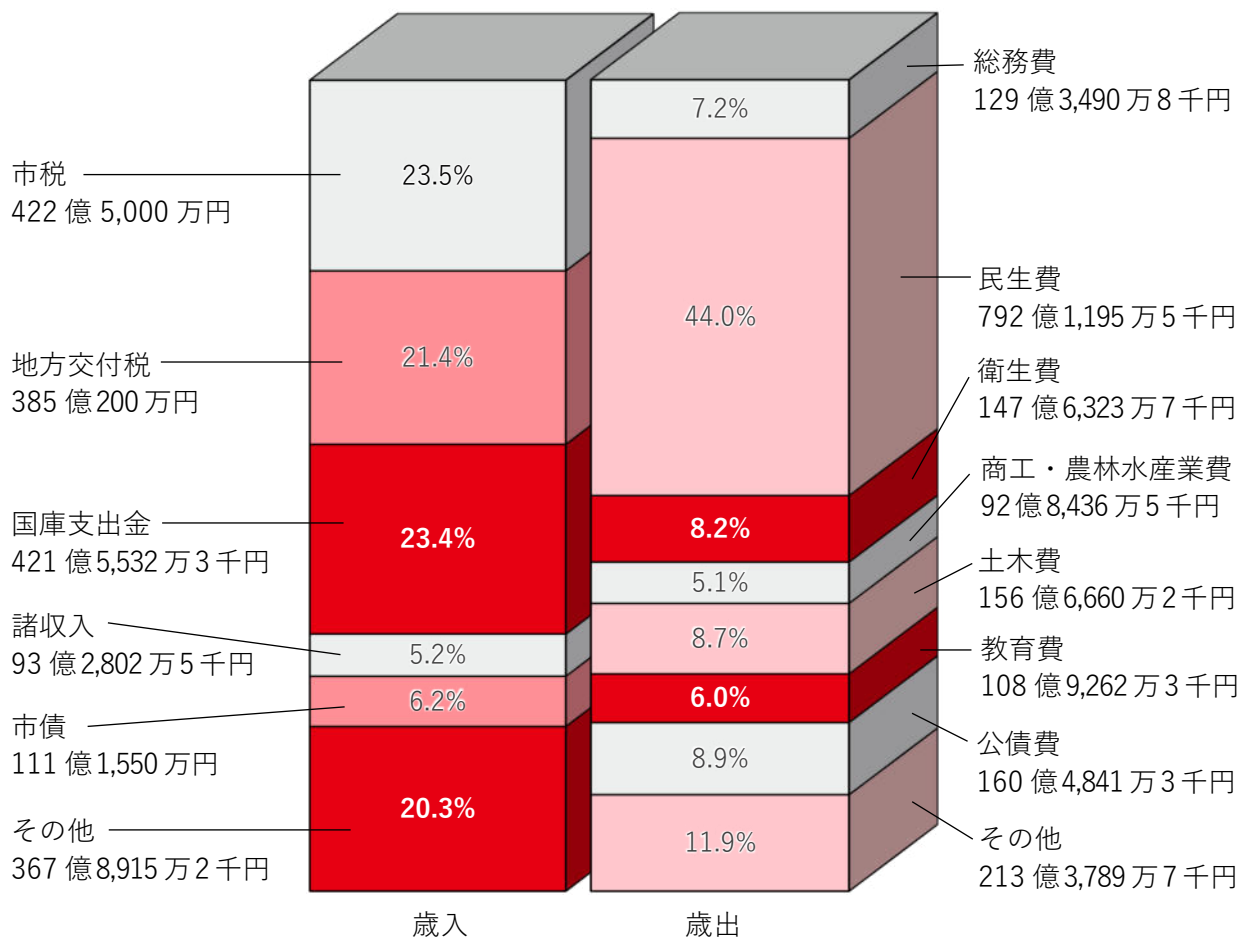
旭川市は、皆さんの生活に直接かかわりのあるいろいろな分野、例えばお年寄りや身体の不自由な方々のための福祉サービス、道路・公園の整備や市営住宅の建設・維持管理、ゴミの処理、小・中学校の整備や図書館・公民館の運営などの仕事をしています。

市税は、これらの仕事を進めるための中心となる最も重要な財源で、私たちの身近な暮らしを支えています。

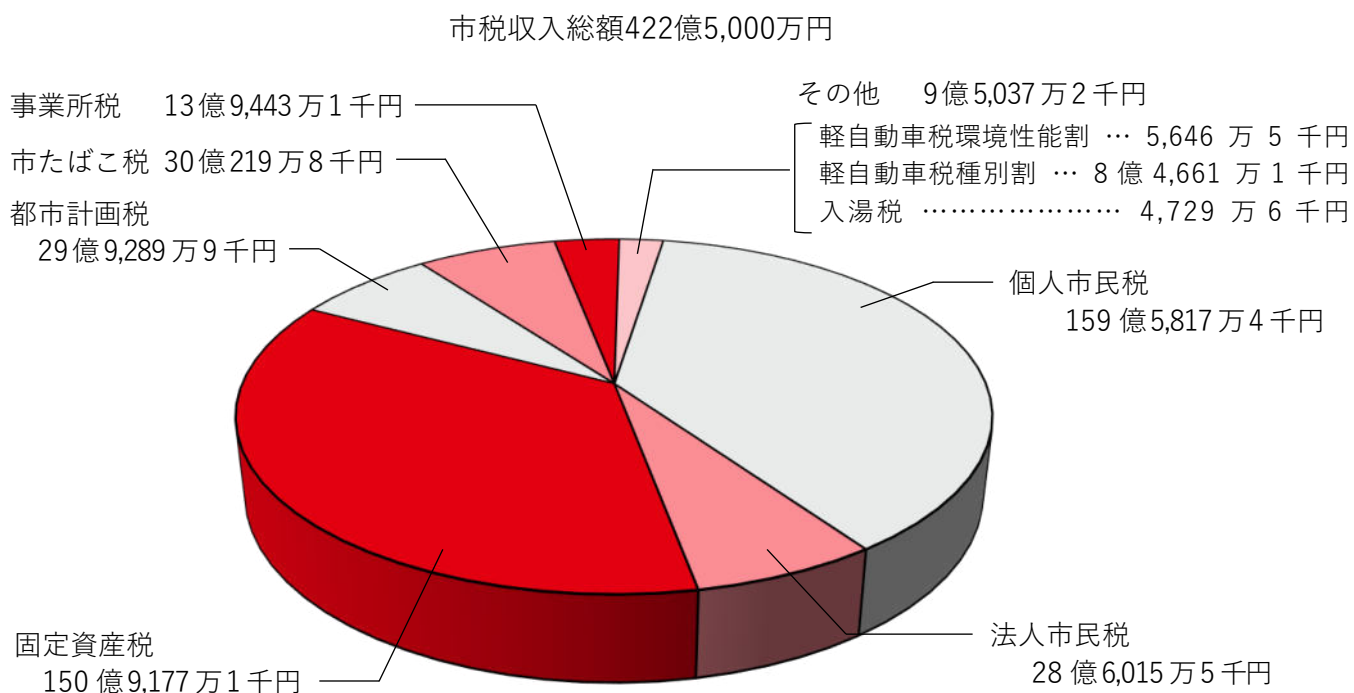
## ■ 令和7年度の一般会計当初予算と市税収入の内訳

旭川市の令和7年度の一般会計当初予算額は1,801億4,000万円で、この財源となる市税収入は422億5,000万円と歳入予算に占める割合が最も多く、市民の皆さんから納めていただいた市税がひとつにまとまり、市民の暮らしを進めるための原動力になっています。この市税収入422億5,000万円の内訳をみると、所得に応じて負担していただく市民税で188億1,832万9千円、資産価値に応じて負担していただく固定資産税で150億9,177万1千円と、この二税で市税収入全体の80.3%を占めています。

● 令和7年度一般会計当初予算（総額1,801億4,000万円）



● 市税収入の内訳



## ■ 今年度の重点的な取組

特に力を入れる3つの分野に沿って主な事業を紹介します。

### こども 生き生き 未来づくり

人口減少をできる限り抑制するため、結婚、妊娠、出産、子育てなどへの切れ目のない支援を行うとともに、いじめ防止対策を推進し、子どもを安心して産み育てることのできる環境の創出のほか、子どもが地域で生き生きと育つ環境づくりや一人一人の個性や能力を伸ばすことのできる質の高い教育を進めるなど、まちの未来を担う人づくりを推進します。

- 子ども医療費助成費 ……………12億7,133 万円
- 特別支援教育推進費 ……………2億7,182 万円

### しごと 生き活き 賑わいづくり

まちの賑わいを創出するため、中心市街地の活性化に向けた取組や、様々な地域の資源や特性を生かし、地場産業の振興など地域経済の活性化を図るほか、労働力の確保に向けて若い世代はもとより、女性やシニア世代、障害を持つ方など多様な人材が活躍しやすい環境づくりを進めます。

また、新たな観光コンテンツの造成の発掘や移住・定住に向けた受入環境の充実を図るとともに、多様な交流を促進し、多くの人々を惹き付け、賑わいのある生き活きとしたまちづくりを推進します。

- 大雪カムイミンタラDMO推進費 …………… 8,841 万円
- 花咲スポーツ公園再整備費…………… 4,549 万円

### 地域 いきいき 温もりづくり

人と人とのつながりを強化するため、防犯や防災、子育て、福祉等において、世代を超えた地域の支え合いを支援するなど、各施策間の連携を図りながら、市民や地域主体の活動を活発化するための取組を進めます。

また、地域の多様な魅力を生かした個性豊かな地域づくりや様々な課題解決に向けた相談支援のほか、人や情報が集まる活動拠点の機能充実などにより、地域を愛する心の醸成やコミュニティの強化を図り、温もりに満ち、誰もが健やかに生き生きと暮らし、幸せを感じることができる地域づくりを推進します。

- 地域公共交通対策費 …………… 1 億 1,113 万円
- 地域共生社会推進費 …………… 7,410 万円

## ■ 市民1人当たりの費用

旭川市が行う仕事の費用を市民1人当たりに換算すると、年額569,733円になります。これを目的ごとに区分してみますと、次のように使われています。

<u>民生費</u>	お年寄りや子供たちの福祉、生活保護などに……………	250,526円
<u>土木費</u>	道路、橋、公園の整備などに……………	49,549円
<u>商工・農林水産業費</u>	商工業・農林業の振興などに……………	29,364円
<u>衛生費</u>	ゴミの処理、公害防止などに……………	46,692円
<u>公債費</u>	市債の返済など……………	50,757円
<u>教育費</u>	学校や図書館の維持管理、教育環境整備などに……………	34,450円
<u>総務費</u>	広報、市役所や支所の維持管理などに……………	40,910円

これに対し、市民の皆さんから納めていただいた市税の市民1人当たりの負担額は133,625円（18歳以上のみで換算すると1人当たり152,263円）になります。

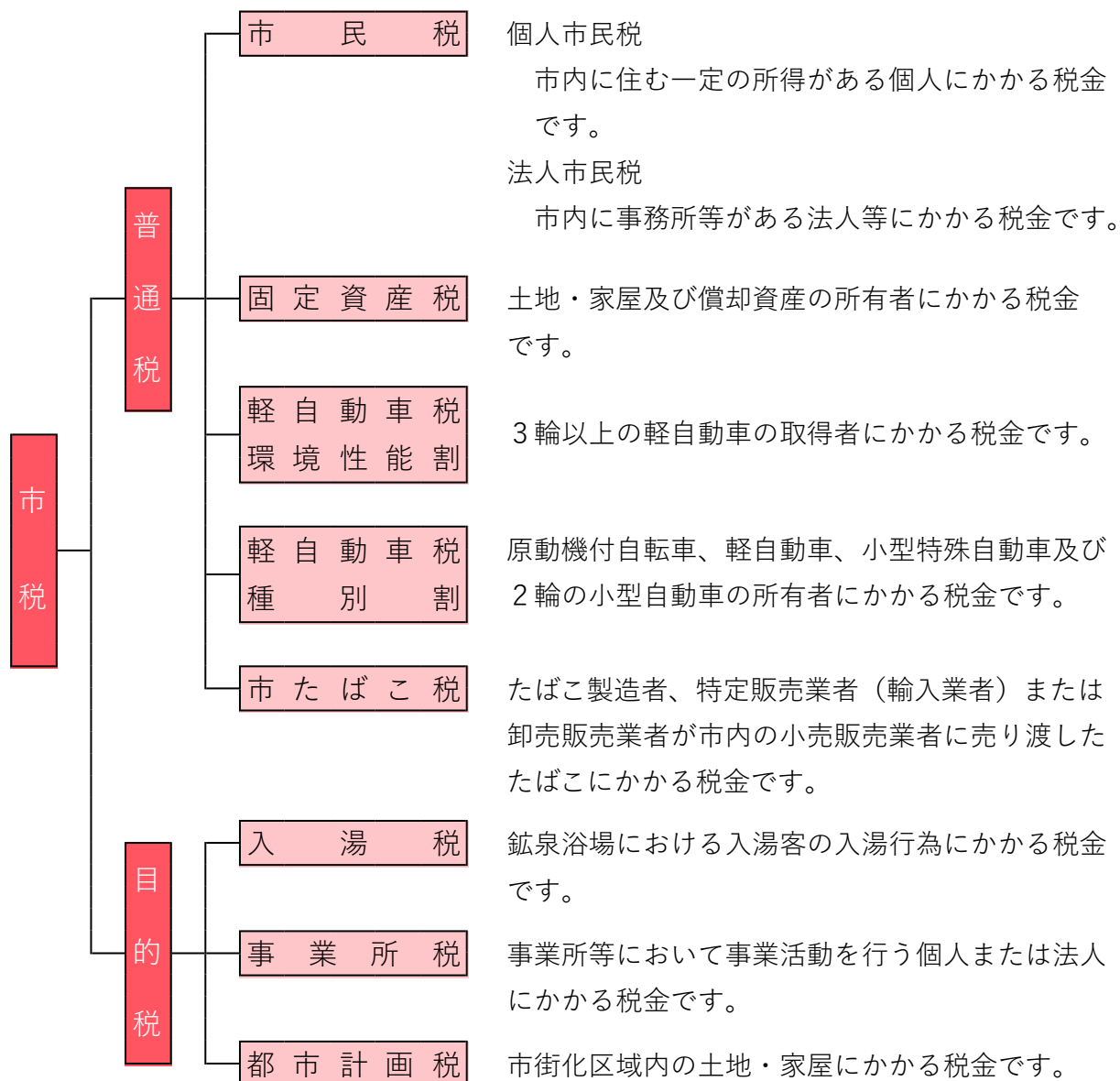
なお、市民1人当たりの費用と市税の市民1人当たりの負担額との差（436,108円）は国・道からの補助金や地方交付税などで賄われています。

※ 市民1人当たりの費用と市税の市民1人当たりの負担額は、令和7年度の一般会計当初予算額及び市税予算額を令和7年1月1日現在の人口316,183人（18歳以上～277,481人）で除して算出したものです。

市税は、旭川市民の暮らしやまちづくりを推進していく上でその中心となる大切な財源であり、その果たす役割は大変重要です。

# 2 市税のあらまし

## 市税の種類



普通税…使いみちが特に定められておらず、どのような仕事の費用にも充てることができる税金をいいます。

目的税…使いみちが特定されている税金をいいます。例えば都市計画税として納めていただいた税金は、都市計画事業または土地区画整理事業のための費用に充てなければならないとされています。

# I 市民税

市民税には、個人が負担する**個人市民税**と会社などが負担する**法人市民税**があります。

## 個人市民税

前年中に所得のあった個人にかかる税金で、一定の所得がある方に定額の負担を求める**均等割**と、所得の金額に応じた負担を求める**所得割**から構成されています。

市民税と道民税をあわせて一般的に「住民税」とよばれ、個人道民税の申告と納税は個人市民税とあわせて行います。

また、令和6年度以降は、国税である森林環境税の納税についても個人市民税とあわせて行います（詳しくは31ページをご覧ください。）。

### 1 納税義務者

個人市民税を納める方は、次のとおりです。

納税義務者	納めるべき税額
その年の1月1日に旭川市に住所がある方	均等割と所得割の合計額
その年の1月1日に旭川市に住所はないが、事務所・事業所または家屋敷※がある方	均等割の金額

※ 家屋敷とは、自己または家族が居住することを目的として住所地以外に設けた住宅をいい、実際に居住しているかどうかは問いません。

### 2 個人住民税のかからない方（次ページに早見表があります。）

#### (1) 均等割、所得割ともかからない方（いわゆる非課税の方）

● 次のいずれかに該当する方

- ① 生活保護法による生活扶助を受けている方
- ② 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方
- ③ 前年の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の方

$$32 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{同一年計配偶者} + \text{扶養親族の数}) + 10 \text{ 万円} + 19 \text{ 万円}^{\ast}$$

※ 同一年計配偶者または扶養親族がいる場合のみ19万円を加算します。

障害者、未成年者、寡婦・ひとり親とは

障 害 者	身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方など
未 成 年 者	平成19年1月3日以後に生まれた方
寡 婦 ・ ひ と り 親	現に婚姻をしていないこと、前年の合計所得金額が500万円以下であることのほか、一定の要件を満たす方（詳しくは14ページをご覧ください。）

(2) 所得割がかからない方

- 前年の総所得金額等が、次の算式で求めた額以下の方

$$35 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数}) + 10 \text{ 万円} + 32 \text{ 万円}^*$$

※ 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合のみ32万円を加算します。

※ 前年中の総所得金額等が、この算式で求めた金額を超える場合でも、所得控除額によっては所得割がかからないことがあります。

● 非課税早見表 (単位：円)

各表\*においてあてはまる金額以下の場合非課税になります。

※ (1)、(2)の基準を表にしたものです。

① 年齢 65 歳未満で収入が公的年金等のみの方

扶養親族の数	0 人	1 人	2 人	3 人
均等割	1,020,000	1,606,667	2,033,334	2,460,001
所得割	1,050,000	1,860,001	2,326,667	2,793,334

② 年齢 65 歳以上で収入が公的年金等のみの方

扶養親族の数	0 人	1 人	2 人	3 人
均等割	1,520,000	2,030,000	2,350,000	2,670,000
所得割	1,550,000	2,220,000	2,570,000	2,920,000

③ 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親の方

扶養親族の数		0 人 または 1 人	2 人	3 人
均等割	合計所得金額 (給与収入額)	合計所得金額が 1,350,000 円以下 (給与収入 2,043,999 円以下)	1,350,000 (2,043,999)	1,570,000 (2,359,999)
	所得割		1,470,000 (2,215,999)	1,820,000 (2,715,999)

④ ①～③以外の方

扶養親族の数		0 人	1 人	2 人	3 人
均等割	合計所得金額 (給与収入額)	420,000 (970,000)	930,000 (1,480,000)	1,250,000 (1,903,999)	1,570,000 (2,359,999)
	所得割	450,000 (1,000,000)	1,120,000 (1,703,999)	1,470,000 (2,215,999)	1,820,000 (2,715,999)

※ 前年中の総所得金額等が表中の金額を超える場合でも、所得控除額によっては所得割がかからないことがあります。

※ 森林環境税は非課税の基準が異なります。詳しくは 31 ページもご確認ください。

### 3 個人市民税の計算

令和7年度の個人市民税額は、令和6年中（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の所得金額が基準となります。

#### (1) 均等割と所得割

##### ① 均等割

一定の所得がある方に、定額で負担いただく税金です。

	市 民 税	道 民 税	合 計
税 率	3,000円	1,000円	4,000円

##### ② 所得割

前年の所得金額に応じて負担いただく税金です。

#### (2) 個人市民税額の計算方法

##### ① 所得金額の計算

$$\text{収入金額} - \text{必要経費等} = \text{所得金額}$$

##### ② 課税所得金額の計算

$$\text{所得金額} - \text{所得控除額} = \text{課税所得金額（課税標準額）}$$

##### ③ 所得割額の計算

$$\text{課税所得金額（課税標準額）} \times \text{税率} - \text{税額控除額等} = \text{所得割額}$$

##### ④ 個人市民税額の計算

$$\text{所得割額} + \text{均等割額} = \text{個人市民税額}$$

#### (3) 所得の種類と計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子（利子割の対象となるものを除く。）	収入金額
配当所得	株式や出資金に対する利益の配当など	$\left[ \text{収入金額} \right] - \left[ \text{株式などの元本の取得に要した負債の利子} \right]$
不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額 - 必要経費
事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額 - 必要経費

所得の種類		所得金額の計算方法
給与所得	給与、賞与、賃金など	収入金額－給与所得控除額 ※ 次ページに計算表があります。
退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額) × 1 / 2
山林所得	山林の伐採または譲渡により生じる所得	$\left[ \begin{array}{c} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{必要} \\ \text{経費} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{特別控除} \\ \text{(最高 50 万円)} \end{array} \right]$
譲渡所得	土地・建物、株式などの資産を譲渡した場合に生じる所得	土地 建物 $\left[ \begin{array}{c} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{取得費・} \\ \text{譲渡費用} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{特別} \\ \text{控除} \end{array} \right]$ ※ 分離課税
		株式等 $\left[ \begin{array}{c} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{取得費・} \\ \text{譲渡費用} \end{array} \right]$ ※ 分離課税
		その他 $\left[ \begin{array}{c} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{取得費・} \\ \text{譲渡費用} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{特別控除} \\ \text{(最高 50 万円)} \end{array} \right]$ ※ 長期譲渡所得の場合は 1 / 2 が課税対象です。
一時所得	生命保険などの一時金、満期返戻金、賞金など	$\left[ \begin{array}{c} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{収入を得るのに} \\ \text{支出した金額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{特別控除} \\ \text{(最高 50 万円)} \end{array} \right]$ ※ 1 / 2 が課税対象です。
雑所得	国民年金、厚生年金などの公的年金	収入金額－公的年金等控除額 ※ 11～12 ページに計算表があります。
	業務に係る雑所得（原稿料、講演料など）	収入金額－必要経費
	上記のいずれにも該当しない所得（個人年金等）	収入金額－必要経費

## ● 給与所得計算表

給与所得は、必要経費に代わるものとして、収入金額から給与所得控除額を差し引きます。給与所得の計算方法は次ページのとおりです。

A = 給与等の収入金額

B = A ÷ 4（千円未満の端数切捨て）

○給与の収入金額が1,627,999円以下の方

給与収入金額 (A)	給与所得金額
～ 550,999 円	0 円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	$A - 550,000$ 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円

○給与の収入金額が1,628,000円から6,599,999円までの方

給与収入金額 (A)	給与所得金額	
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	$B^* = A \div 4$ ※ 千円未満の端数は切り捨てます。	$B \times 2.4 + 100,000$ 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円		$B \times 2.8 - 80,000$ 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円		$B \times 3.2 - 440,000$ 円

○給与の収入金額が6,600,000円以上の方

給与収入金額 (A)	給与所得金額
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000 円 ～	$A - 1,950,000$ 円

## ● 公的年金等の雑所得計算表

国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金等については、収入金額と受給者の年齢に応じて下表のとおり計算します。

65歳以上 (S35.1.1 以前生まれ)			
年金収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
0～3,299,999	$A - 1,100,000$	$A - 1,000,000$	$A - 900,000$
3,300,000～4,099,999	$A \times 0.75 - 275,000$	$A \times 0.75 - 175,000$	$A \times 0.75 - 75,000$
4,100,000～7,699,999	$A \times 0.85 - 685,000$	$A \times 0.85 - 585,000$	$A \times 0.85 - 485,000$
7,700,000～9,999,999	$A \times 0.95 - 1,455,000$	$A \times 0.95 - 1,355,000$	$A \times 0.95 - 1,255,000$
10,000,000～	$A - 1,955,000$	$A - 1,855,000$	$A - 1,755,000$

65歳未満（S35.1.2以後生まれ）			
年金収入金額（A）	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
0～1,299,999	A - 600,000	A - 500,000	A - 400,000
1,300,000～4,099,999	A × 0.75 - 275,000	A × 0.75 - 175,000	A × 0.75 - 75,000
4,100,000～7,699,999	A × 0.85 - 685,000	A × 0.85 - 585,000	A × 0.85 - 485,000
7,700,000～9,999,999	A × 0.95 - 1,455,000	A × 0.95 - 1,355,000	A × 0.95 - 1,255,000
10,000,000～	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000

※ 所得金額は1円未満切捨て。また上記の計算式でマイナスの場合は0円。

### ● 所得金額調整控除について

①、②のいずれかに該当する場合は、給与所得金額から所得金額調整控除が控除されます。

① 給与収入金額が850万円を超えア～ウのいずれかに該当する場合

- ア 本人が特別障害者
- イ 23歳未満の扶養親族を有する
- ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

次の算式で求めた額が所得金額調整控除額として控除されます。

$$\text{所得金額調整控除} = (\text{給与収入金額}^* - 850 \text{万円}) \times 10\%$$

※ 1,000万円を超える場合は1,000万円

② 給与所得控除後の給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得があり、かつその合計額が10万円を超える場合

次の算式で求めた額が所得金額調整控除額として控除されます。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{所得金額} \\ \text{調整控除} \end{array} \right] = \left[ \begin{array}{l} \text{給与所得控除後の} \\ \text{給与等の金額}^* \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{公的年金等に係る} \\ \text{雑所得の金額}^* \end{array} \right] - 10 \text{万円}$$

※ 計算額が10万円を超える場合は10万円が上限

### (4) 所得控除

所得控除とは、税金を納める方に配偶者や扶養家族がいるかどうか、また、病気や災害などによる出費があるかどうかといった個人的な事情を考慮し、その納税者の実態に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引くことになっているものです。

種類	要件	控除額
雑損控除	前年中に災害等により日常生活に必要な資産に損害を受けた場合	$\text{損失金額} - \left[ \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる金額} \end{array} \right] = A$ ① Aの金額 - (総所得金額等 × 10%) ② Aのうち災害関連支出の金額 - 5万円 ※ ①と②のいずれが多い方の金額

種類	要件	控除額																			
医療費控除 (注1)	前年中に本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合 ※ 介護施設の利用料は領収書に明記されている「医療費控除対象額」のみ対象	$\left( \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる} \\ \text{額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{総所得金額等} \\ \text{の5\%または} \\ \text{10万円のいずれか} \\ \text{少ない方の金額} \end{array} \right)$ ※ 限度額 200万円																			
セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)	前年中に、本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために対象医療品を購入した場合 (本人がインフルエンザ等予防接種や健康診断等の健康保持増進及び疾病予防への一定の取組を行っている場合に限る。) ※ 上記の医療費控除と選択適用となります。	$\left( \begin{array}{l} \text{対象医薬品} \\ \text{等の購入費} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる} \\ \text{額} \end{array} \right) - 12,000 \text{円}$ ※ 限度額 88,000円																			
社会保険料控除	前年中に、本人や生計を一にする親族のために社会保険料※を支払った場合 ※ 健康保険(任意継続を含む。)、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金などの保険料 ※ 配偶者や親族の公的年金等から差し引かれた保険料は対象外です。	支払った金額																			
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済法の規定による共済契約の掛金や心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合	支払った金額																			
生命保険料控除	生命保険料等の支払額について、一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の種類ごとに次の①～③により計算した金額の合計額(限度額7万円) ①新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除) 年間の一般生命保険料、個人年金分の保険料及び介護医療保険料の支払額を、それぞれ下表より算出した控除額の合計額(限度額7万円)。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>保険料等の年間支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>保険料等の支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>保険料等の支払額×1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>保険料等の支払額×1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>一律 28,000円</td> </tr> </tbody> </table> ②旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除) 年間の一般生命保険料と個人年金分の保険料の支払額をそれぞれ下表により算出した控除額の合計額(限度額7万円)。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>保険料等の年間支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>保険料等の支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>保険料等の支払額×1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>保険料等の支払額×1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>一律 35,000円</td> </tr> </tbody> </table> ③新契約と旧契約の両方について控除を受ける場合 新契約と旧契約に係るそれぞれの控除額(限度額2万8千円)の合計額 ※ 旧契約に係る一般生命保険料及び個人年金分の保険料の控除額が、それぞれ2万8千円を超える場合は、旧契約に係る控除額を適用します。	保険料等の年間支払額	控除額	12,000円以下	保険料等の支払額の全額	12,001円～32,000円	保険料等の支払額×1/2 + 6,000円	32,001円～56,000円	保険料等の支払額×1/4 + 14,000円	56,001円以上	一律 28,000円	保険料等の年間支払額	控除額	15,000円以下	保険料等の支払額の全額	15,001円～40,000円	保険料等の支払額×1/2 + 7,500円	40,001円～70,000円	保険料等の支払額×1/4 + 17,500円	70,001円以上	一律 35,000円
保険料等の年間支払額	控除額																				
12,000円以下	保険料等の支払額の全額																				
12,001円～32,000円	保険料等の支払額×1/2 + 6,000円																				
32,001円～56,000円	保険料等の支払額×1/4 + 14,000円																				
56,001円以上	一律 28,000円																				
保険料等の年間支払額	控除額																				
15,000円以下	保険料等の支払額の全額																				
15,001円～40,000円	保険料等の支払額×1/2 + 7,500円																				
40,001円～70,000円	保険料等の支払額×1/4 + 17,500円																				
70,001円以上	一律 35,000円																				

※ (注1)は15ページをご確認ください。

種類	要件	控除額		
地震保険料控除	地震保険契約の保険料と旧長期損害保険契約（平成18年12月31日までに締結した損害保険契約等のうち、満期返戻金があり、かつ、保険期間・共済期間が10年以上のもので、地震保険料控除の適用を受ける保険料等以外のもの。）の保険料等の支払額をそれぞれ下の表に当てはめて算出した控除額の合計額（限度額2万5千円）。			
		保険料の区分	支払保険料	控除額
		地震保険料	50,000円以下	保険料等の支払額×1/2
			50,001円以上	25,000円（限度額）
		旧長期損害保険料	5,000円以下	保険料等の支払額の全額
5,001円～15,000円	$\left[ \begin{array}{l} \text{保険料等} \\ \text{の支払額} \end{array} \right] \times 1/2 + 2,500 \text{円}$			
	15,001円以上	10,000円（限度額）		
障害者控除（注2）	本人、同一生計配偶者（注3）または扶養親族が障害者である場合	①障害者1人につき26万円 ②特別障害者1人につき30万円 ※同一生計配偶者または扶養親族が同居特別障害者である場合は、②に23万円を加算します。		
寡婦控除	次の①または②に該当する方のうち、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、前年の合計所得金額が500万円以下の方 ①夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方 ②夫と離別した後婚姻をしていない方で、子以外の扶養親族を有する方	26万円		
ひとり親控	現に婚姻していない方または配偶者の生死が明らかでない方のうち、次の①～③の全てに該当する方 ①総所得金額が48万円以下の生計を一にする子がいる ②事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない ③前年の合計所得金額が500万円以下である	30万円		
勤労学生控	前年の合計所得金額が75万円以下であり、かつ、勤労によらない所得金額が10万円以下の勤労学生	26万円		
配偶者控除	生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が48万円*以下の場合 ※給与収入のみの場合、収入金額103万円	納税義務者の合計所得金額	配偶者控除	老人配偶者控除
		～900万円以下	33万円	38万円
		900万円超～950万円以下	22万円	26万円
	950万円超～1,000万円以下	11万円	13万円	

※（注2）、（注3）は15ページをご確認ください。



種類	要件	控除額			
配偶者特別控	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1,000万円以下	
		48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超～105万円以下	31万円	21万円	
		105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
		120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
		125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円		
※ 納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円（給与収入のみの場合、収入金額11,950,000円）を超える場合は、適用できません。					
扶養控除	生計を一にする16歳以上の親族で前年の合計所得金額が48万円※以下の場合 ※ 給与収入のみの場合収入金額で103万円	扶養親族の区分		控除額	
		特定扶養親族※ ※ 19歳以上23歳未満		1人につき 45万円	
		老人の扶養親族※ ※ 70歳以上		1人につき 38万円	
		同居老親等※に当たる老人の扶養親族 ※ 本人または配偶者の直系尊属で、本人または配偶者のいずれかとの同居を常況としている場合		1人につき 45万円	
		16歳以上19歳未満または23歳以上70歳未満の扶養親族		1人につき 33万円	
基礎控除	合計所得金額	0～2,400万円以下		43万円	
		2,400万円超～2,450万円以下		29万円	
		2,450万円超～2,500万円以下		15万円	
		2,500万円超～		0円	

(注1) おむつ代についての医療費控除を受ける場合は、医師が発行するおむつ使用証明書が必要です。ただし、2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の方は、市町村長等が交付するおむつ使用確認書等をおむつ使用証明書に代えることができます。

(注2) 障害者の区分の代表的な例は次のとおりです。

区分	① 普通障害者	② 特別障害者
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	障害の等級が2級または3級の方	障害の等級が1級の方
身体障害者手帳の交付を受けている方	障害の程度が3級から6級の方	障害の程度が1級または2級の方
療育手帳の交付を受けている方	障害の程度がBの方	障害の程度がAの方

このほか、身体に障害のある65歳以上の方で、身体障害者等に準ずるとして市町村長から認定書の交付を受けている方等も控除の対象となります。

(注3) 同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下の方のことで（青色申告書の事業専従者として給与の支払を受けている方または白色申告書の事業専従者の方は含みません。）。



配偶者控除及び配偶者特別控除を受けられる範囲は？

**問** 私の妻は、令和6年1月から近所のスーパーにパートタイムで勤めに出ており、令和6年1月から12月までの給与の合計が87万円でした。

この場合、私の所得から配偶者控除や配偶者特別控除を受けられますか。

**答** 配偶者控除を受けるには、あなたの合計所得金額が1,000万円以下であり、かつあなたの配偶者の前年中の給与所得、営業所得、不動産所得などの合計所得金額が48万円（給与のみの場合は収入金額103万円）以下でなければなりません。あなたの配偶者の場合、パートタイムによって得た87万円から給与所得控除を差し引いた32万円が合計所得金額となるため配偶者控除を受けられます。なお、配偶者特別控除は給与の収入金額の合計が103万円超から201万6千円未満の方が対象ですので、この場合は受けられません。



パート収入の税金は？

**問** 私は妻と旭川市内に住んでいます。妻にはパート収入以外に収入はありませんが、収入がいくらになると妻自身に税金がかかりますか。

**答** あなたの配偶者の税金と配偶者控除及び配偶者特別控除の関係を示すと次の表のとおりです。

夫（合計所得金額1,000万円以下）の場合					
妻のパート収入	妻の税金について			夫の所得控除について	
	(令和6年分) 所得税	(令和7年度) 市民税・道民税 所得割	(令和7年度) 市民税・道民税 均等割	配偶者控除	配偶者特別控除
97万円以下	かからない	かからない	かからない	受けられる	受けられない
97万円超～100万円以下	かからない	かからない	かかる	受けられる	受けられない
100万円超～103万円以下	かからない	かかる	かかる	受けられる	受けられない
103万円超～201万6千円未満	かかる	かかる	かかる	受けられない	受けられる
201万6千円以上	かかる	かかる	かかる	受けられない	受けられない

※ 妻本人について、市民税・道民税が「かかる」という場合でも妻本人が障害者に該当し、年間の合計所得金額が135万円（パート収入のみの場合、収入金額2,043,999円）以下であれば、市民税・道民税はかかりません。

※ 森林環境税については31ページをご確認ください。

(5) 所得割の税率

市民税・道民税の所得割の税率は、課税所得金額にかかわらず次のとおりです。

	市民税	道民税	合計
税率	6%	4%	10%



(6) 税 額 控 除

① 調整控除

課税所得金額の区分に応じ、次の算式により求めた金額を所得割額から控除します。

課税所得金額	控 除 額
200万円以下	アまたはイのいずれか少ない金額の5%（市民税3%、道民税2%） ア 人的控除額の所得税と市民税・道民税との差の合計額 イ 課税所得金額
200万円超	アからイを控除した金額の5%（市民税3%、道民税2%） ア 人的控除額の所得税と市民税・道民税との差の合計額 イ 課税所得金額－200万円 ※ ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円（市民税1,500円、道民税1,000円）

人 的 控 除		所得税	住民税	差 額	
障 害 者 控 除	普 通 障 害 者	27万円	26万円	1万円	
	特 別 障 害 者	40万円	30万円	10万円	
	同居特別障害者	75万円	53万円	22万円	
寡 婦 控 除		27万円	26万円	1万円	
ひとり親控除	男 性	35万円	30万円	1万円	
	女 性	35万円	30万円	5万円	
勤 労 学 生 控 除		27万円	26万円	1万円	
扶 養 控 除	一 般 扶 養	38万円	33万円	5万円	
	特定扶養（19歳以上23歳未満）	63万円	45万円	18万円	
	老人扶養（70歳以上）	48万円	38万円	10万円	
	同 居 老 親 等	58万円	45万円	13万円	
基 礎 控 除	合 計 所 得 金 額	0～2,400万円以下	48万円	43万円	一律5万円 (2,500万円超の 場合は人的調整 控除の適用なし)
		2,400万円超～2,450万円以下	32万円	29万円	
		2,450万円超～2,500万円以下	16万円	15万円	
		2,500万円超～	0円	0円	

※ ひとり親控除(男性)は、実際の控除額の差と異なります。

配偶者に係る所得税と市民税・道民税の人的控除額の差

		納税義務者の合計所得		
		900万円以下	900万円超～ 950万円以下	950万円超～ 1,000万円以下
配 偶 者 控 除	一 般	5万円	4万円	2万円
	老 人	10万円	6万円	3万円
配 偶 者 特 別 控 除	配 所 48万円超～ 偶 得 50万円未満 者 金 額	5万円	4万円	2万円
	50万円以上～ 55万円未満	3万円	2万円	1万円

※ 配偶者特別控除は、実際の控除額の差と異なります。

② 配当控除

区 分		市民税控除率	道民税控除率
利益の配当等に 係る 配当控除	課税所得金額の合計額の1,000万円以下の部分に含まれる配当所得	1.6%	1.2%
	課税所得金額の合計額の1,000万円を超える部分に含まれる配当所得	0.8%	0.6%

③ 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

平成21年から令和7年末までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けた方のうち、所得税から控除しきれなかった額がある方については、翌年度の市民税・道民税の所得割額から次の表のとおり控除を受けることができます。なお、控除の適用にあたっては、原則として本市への申告は不要ですが、初めてこの控除を受ける方は、税務署での確定申告が必要となります。

居 住 年	A 平成21年1月～平成26年3月 令和4年1月～令和7年12月	B 平成26年4月～令和3年12月※
市民税控除 限度額	所得税の課税所得金額等の額の 3%（上限5万8,500円）	所得税の課税所得金額等の 額の4.2%（上限8万1,900円）
道民税控除 限度額	所得税の課税所得金額等の額の 2%（上限3万9,000円）	所得税の課税所得金額等の 額の2.8%（上限5万4,600円）

※ 住宅ローン控除が適用される住宅に係る消費税率が8%または10%の場合。それ以外の場合における控除限度額は表中Aと同じ。

④ 寄附金税額控除

次に掲げる寄附金を支出したときは、2千円を超える金額（前年の総所得金額等の30%を限度とする）の6%を市民税所得割額から、4%を道民税所得割額から申告により控除します。総務大臣が指定した都道府県、市町村または特別区に対する寄附金がある場合には、特例控除額（計算方法については、下記の「ふるさと納税の計算について」をご覧ください。）が上乗せされます。

- 総務大臣が指定した都道府県、市町村または特別区に対する寄附金（ふるさと納税）
- 北海道共同募金会または北海道内の日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 所得税法第78条第2項第2号の規定により財務大臣が指定する法人等のうち、市内または近隣町村に事務所または事業所を有しており、現に事業を行うものに対する寄附金※
- 所得税法施行令第217条に規定する法人のうち、市内または近隣町村に事務所または事業所を有しており、現に事業を行うものに対する寄附金※



○所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託（北海道知事または北海道教育委員会の所管に属するもので、主たる受益の範囲が市の区域内であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭

○租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市内または近隣町村に事務所または事業所を有しており、現に事業を行うものに対する寄附金\*

※ これらの要件に該当している場合であっても、その他所要の要件を満たさないことにより寄附金税額控除の対象寄附金とならない場合があります。詳しくは市民税課（25-5786）にお問い合わせください。

ふるさと納税の計算について

基本控除額 + 特例控除額が市民税・道民税から税額控除されます。

・基本控除額の計算方法

（寄附金額または所得の30%のいずれか低い方 - 2,000円）×10%

・特例控除額の計算方法

（寄附金額 - 2,000円）×（90% - （0~45%） × 1.021）

※ 0~45%は寄附者に適用される所得税の最も高い税率

※ 特例控除額は、市民税・道民税所得割額の2割が限度

⑤ 外国税額控除

外国で生じた所得について、その国の法令により我が国の所得税や市民税・道民税に相当する税が課されているとき、所得税と道民税所得割額から控除しきれなかった額を所得税の外国税額控除限度額の18%を限度として市民税の所得割額から控除します。

⑥ 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除

納税義務者が配当割または株式等譲渡所得割を課されたときは、申告書を提出することにより、その額が所得割額から控除されます。また、控除しきれなかった金額がある場合には、その額は還付または充当されます。詳しくは、**4**課税の特例(3)、(4)をご覧ください。

⑦ 特別税額控除（定額減税）

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、令和6年度から引続き定額減税を実施しています。令和7年度は、前年の合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下の所得割の納税義務者を対象に、市民税・道民税の所得割額から同一生計配偶者分として、1万円を控除します。減税は寄附金税額控除や住宅ローン控除など全ての税額控除を行った後の所得割額から行い、均等割や森林環境税は減税の対象とはなりません。

※ 同一生計配偶者が国外居住の場合は減税計算の対象外です。

※ 算出された定額減税額は、市民税・道民税それぞれの定額減税前の所得割額の割合により案分して減額します。

## 4 課税の特例

市民税・道民税の所得割は、各種所得金額を合計して税額を計算する総合課税を原則としていますが、退職所得や土地、建物の譲渡所得などについては、他の所得と区分して分離課税の方法により課税する特例が設けられています。

### (1) 退職所得の課税の特例

退職所得の所得割額は、他の所得と分離して次のとおり計算され、所得税と同様に退職金などの支払いを受けるときに支払者のもとで差し引かれることになります。

なお、納入先は、退職した年の1月1日現在の住所地の市町村です。

$$\text{税額} = (\text{退職所得等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2^{*1} \times 10\%^{*2}$$

※1 勤続年数5年以内の法人役員等の退職金については、1/2を乗じる措置をとらずに計算します。また、勤続年数が5年以内の法人役員等以外については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について、1/2を乗じる措置をとらずに計算します。

※2 市民税6%、道民税4%

#### ○ 退職所得控除の計算（退職所得控除額）

勤続年数 (1年未満は切上げ)	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤務年数（最低80万円）
20年を超える場合	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

※ 障害者になったことにより退職した場合には、上の表で算出した控除額に100万円を加算した金額が控除されます。

※ 死亡により支払われる退職金は相続税の対象となりますので、住民税は課税されません。

### (2) 土地・建物の譲渡所得に係る課税の特例

個人が土地や建物を譲渡した場合には、他の所得と分離して税額の計算を行います。土地や建物の所有期間が譲渡した年の1月1日現在で5年を超えるものを長期譲渡、5年以下のものを短期譲渡といい、それぞれ次の算式により税額を計算します。

$$\frac{(\text{譲渡の収入金額} - \text{取得費} \cdot \text{譲渡費用} - \text{特別控除額})}{\text{課税譲渡所得金額}} \times \text{税率}$$

#### ① 特別控除

土地、建物などの譲渡があった場合、一定の要件に基づいて次のような特別控除額が差し引かれる特例があります（最高限度額5,000万円）。

譲渡の内容	特別控除額
収用事業等のために土地や建物を譲渡した場合	5,000万円
自分が住んでいる建物やその土地を譲渡した場合	3,000万円
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	2,000万円
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	1,500万円

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した土地を5年超所有して譲渡した場合	1,000万円
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合	800万円

※ 均等割は、特別控除額を差し引く前の所得で算定しています。

② 税 率

課税譲渡所得金額（＝A）により次の税率が適用されます。

長期譲渡所得（5年超所有）の税率〈速算表〉

区 分		令和6年分 所得 税 ※1	令和7年度		
			市 民 税	道 民 税	
一 般 の 譲 渡		15.0%	3.0%	2.0%	
優良住宅地の 造成等のため の譲渡	A の 金 額	2千万円以下	10.0%	2.4%	1.6%
		2千万円超	A × 15.0% - 100万円	A × 3.0% - 12万円	A × 2.0% - 8万円
所有期間10年 超の居住用財 産の譲渡		6千万円以下	10.0%	2.4%	1.6%
		6千万円超	A × 15.0% - 300万円	A × 3.0% - 36万円	A × 2.0% - 24万円

短期譲渡所得（5年以下所有）の税率〈速算表〉

区 分		令和6年分 所得 税 ※1	令和7年度	
			市 民 税	道 民 税
一 般 の 譲 渡		30.0%	5.4%	3.6%
国、地方公共団体への譲渡		15.0%	3.0%	2.0%

※1 平成25年から令和19年まで復興特別所得税として、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を乗じた額が上乗せされます。

(3) 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

株式等に係る譲渡所得等については、次の算式により税額を計算します。

$$\frac{(\text{収入金額} - \text{取得費} \cdot \text{譲渡費用}) \times \text{税率}}{\text{譲渡所得等の金額}}$$

※ 一定の要件にあてはまる特定投資株式に係る譲渡所得等の金額は、上記算式によって求められた額の1/2になります。

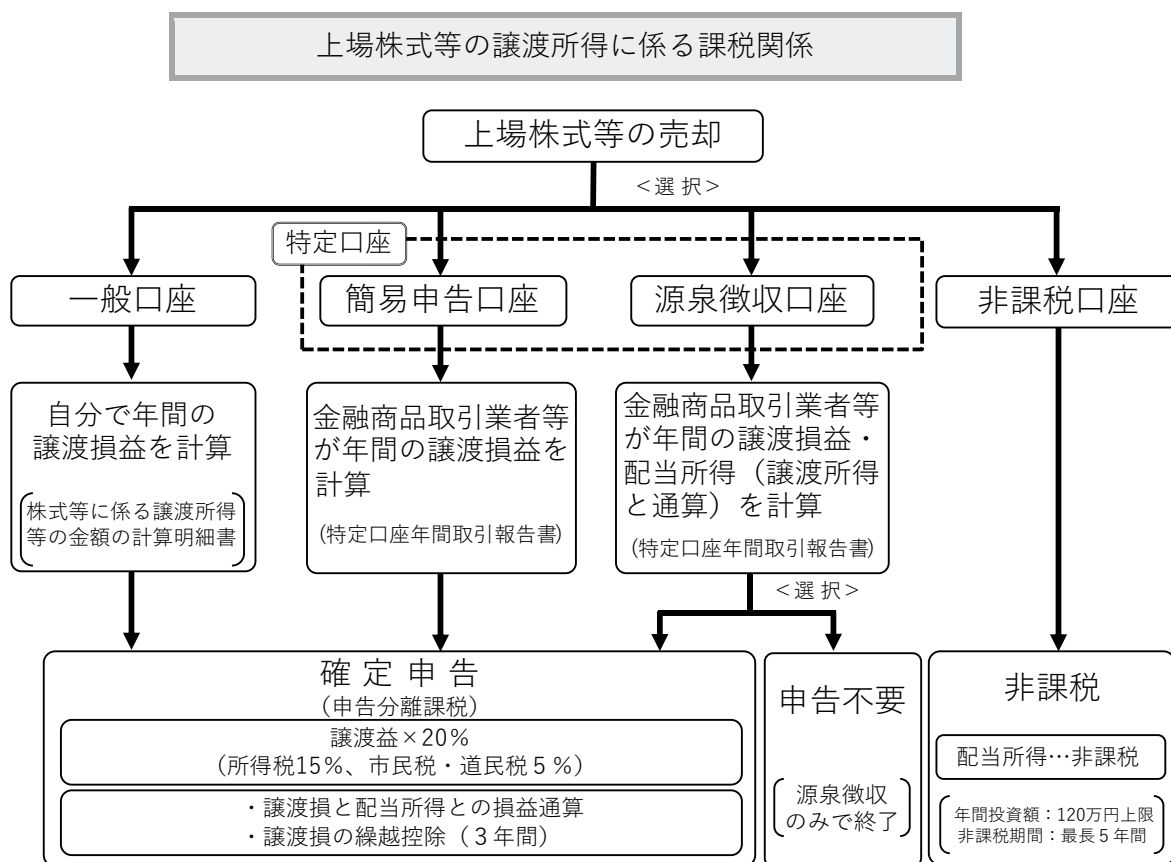
株式等に係る譲渡所得等の税率

	所 得 税*	市 民 税	道 民 税
税 率	15.0%	3.0%	2.0%

※ 平成25年から令和19年まで復興特別所得税として、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を乗じた額が上乗せされます。

源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等については、証券会社等が売却代金の支払の際に株式等譲渡所得割を徴収し都道府県に納めることとなりますので、通常は申告不要です（北海道に納められた株式等譲渡所得割のうち一部が北海道内の市町村に交付されます。）。

なお、上場株式等に係る譲渡所得等を有する方が所得控除等の適用を受けるために申告する場合には、翌年度に分離課税の対象となり、徴収された株式等譲渡所得割額は、市民税・道民税所得割額から控除（引ききれない場合は均等割額へ充当し、なお残額がある場合は還付）されます。ただし、上場株式等に係る譲渡所得等の金額は合計所得金額に含まれることになるため、その所有を有する方が他の納税義務者の扶養親族として扶養控除の適用を受けられなくなる場合があります。



**(4) 上場株式等に係る配当所得に係る課税の特例**

上場株式等に係る配当所得に係る市民税・道民税については配当割として徴収されることになっており、通常は申告不要ですが、申告する場合には、翌年度に他の所得と合算して課税される総合課税と区分して課税される申告分離課税とのいずれかを選択することができます。申告分離課税を選択した場合は、配当控除の適用を受けることはできませんが、前年分の上場株式等の譲渡損失または前年分から繰り越された上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得の間で損益通算することができます。

ただし、総合課税と申告分離課税のうちいずれを選んだ場合でも、申告により上場株式等に係る配当所得金額は合計所得金額に含まれることになるため、その所得を有する方が他の納税義務者の扶養親族として扶養控除の適用を受けられなくなる場合があります。

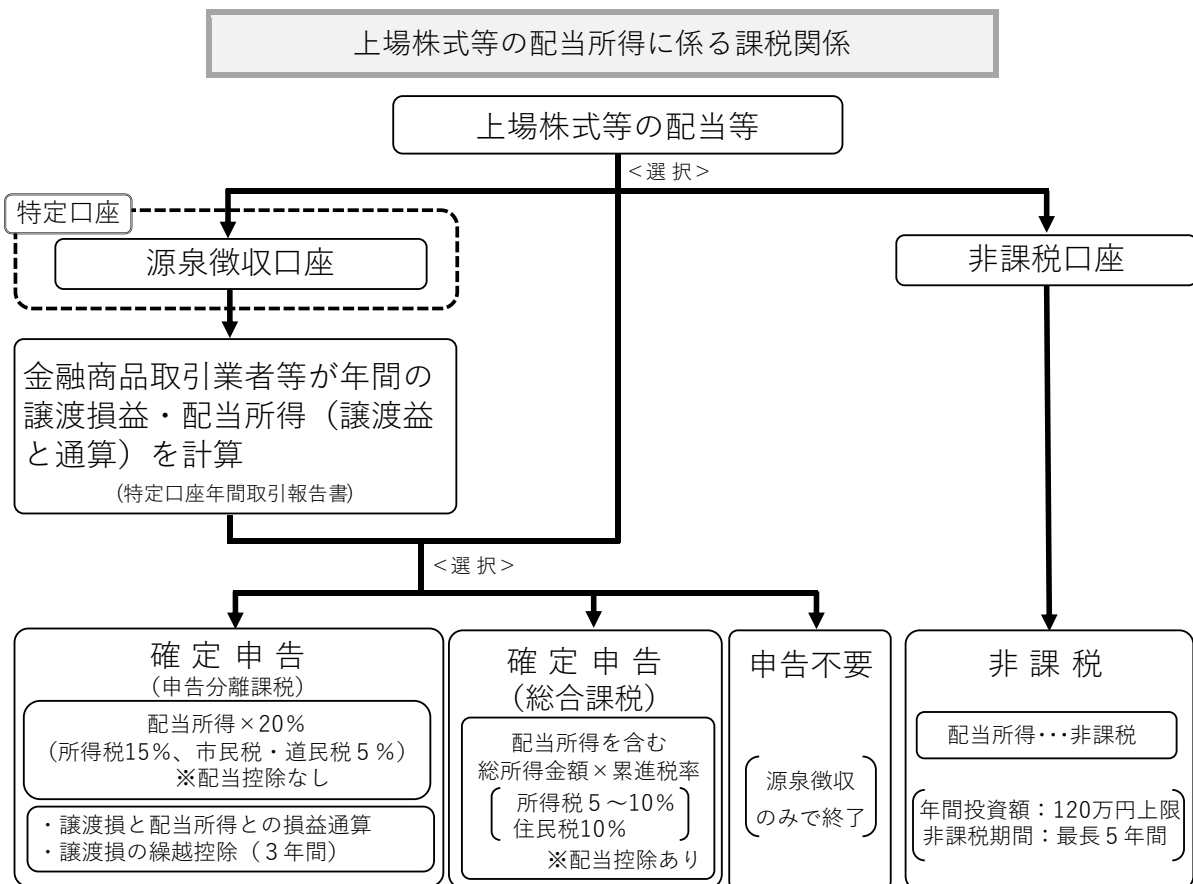


上場株式等の配当所得に係る課税関係

区 分		確定申告する		確定申告 しない (申告不要を選択)
		総合課税 を選択	申告分離課税 を選択	
借入金利子の控除		あり	あり	なし
税 率	所得 税 <sup>※1</sup>	超過累進課税	15.0%	
	市民税・道民税	10.0%	5.0%	
配 当 控 除		あり	なし	なし
上場株式等の譲渡損失 との損益通算		なし	あり	なし
扶養控除等の判定		合計所得金額に 含まれる	合計所得金額に 含まれる <sup>※2</sup>	合計所得金額に 含まれない

※1 平成25年から令和19年まで復興特別所得税として、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を乗じた額が上乘せされます。

※2 上場株式等に係る譲渡損失と申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得との損益通算の特例の適用を受けている場合にはその適用後の金額となり、また、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けている場合にはその適用前の金額となります。



**(5) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例**

先物取引に係る雑所得等については、次の算式により税額を計算します。税率は、所得税15%、市民税3%、道民税2%です。

$$(\text{収入金額} - \text{委託手数料その他の経費}) \times \text{税率}$$

※ 平成25年から令和19年まで復興特別所得税として、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を乗じた額が上乗せされます。

**5 市民税・道民税と所得税の主な違い**

区 分		市民税・道民税 (令和7年度分)	所 得 税 (令和6年分)	
課 税 さ れ る 所 得		前年の所得	現年の所得	
均 等 割 の 有 無		あり	なし	
所 得 控 除	雑 損 控 除	同 様		
	医 療 費 控 除			
	社 会 保 険 料 控 除			
	小規模企業共済等掛金控除			
	生命保険料 控 除	限 度 額 合 計	7万円	12万円
	①から③で求めら れた控除額のうち、有利な控除額 を選択します。	① 旧 契 約 の み の 場 合	各3万5千円	各5万円
		② 新 契 約 の み の 場 合	各2万8千円	各4万円
		③ 新 旧 契 約 双 方 に お い て 控除の適用を受ける場合	各2万8千円	各4万円
	地震保険料 控 除	限 度 額	2万5千円	5万円
		旧長期損害保険料のみの場合	1万円	1万5千円
	寄 附 金 税 額 控 除		な し (税額控除方式)	次のいずれか低い方の金額 ① 特定寄附金の額 - 2千円 ② 総所得金額等×40% - 2千円
	障 害 者 控 除 ( 特 別 障 害 者 控 除 ) ( 同 居 特 別 障 害 者 控 除 )		26万円 (30万円) (53万円)	27万円 (40万円) (75万円)
	寡 婦 控 除		26万円	27万円
	ひ と り 親 控 除		30万円	35万円
勤 労 学 生 控 除		26万円	27万円	
配 偶 者 控 除 ( 老 人 配 偶 者 控 除 )		最大33万円 (最大38万円)	最大38万円 (最大48万円)	
配 偶 者 特 別 控 除 ( 限 度 額 )		33万円	38万円	



区 分			市民税・道民税 (令和7年度分)	所 得 税 (令和6年分)	
所得 控 除	扶 養 控 除 ( 特 定 扶 養 控 除 ) ( 老 人 扶 養 控 除 ) ( 同 居 老 親 等 扶 養 控 除 )		33万円 (45万円) (38万円) (45万円)	38万円 (63万円) (48万円) (58万円)	
	基礎 控 除	合計 所得 金額	0～2,400万円以下	43万円	48万円
			2,400万円超～2,450万円以下	29万円	32万円
			2,450万円超～2,500万円以下	15万円	16万円
			2,500万円超～	0円	0円
税 率			市民税6% 道民税4%	7段階の超過累進課税 (5～45%)※	
税 額 控 除			配当控除の控除率が異なります。 住民税には寄附金税額控除がありますが、 政党等寄附金特別控除はありません。		
給与から差し引かれる金額			前年所得を基に計算 された税額が、6月 から翌年5月までの 12か月間差し引かれ ます。	給与支払金額を基に計 算された税額が、その 都度差し引かれます。	

※ 平成25年から令和19年まで復興特別所得税として、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を乗じた額が上乘せされます。

**6 令和7年度市民税・道民税・森林環境税の計算例**

事例	家族構成		夫(44歳)、妻(41歳)、長女(17歳)、長男(14歳) ※ 妻子は収入なし。
	令和6年1月1日から 令和6年12月31日までの 収支	収入	給与収入 6,685,900円
所得金額 A		支出	社会保険料支払額 383,718円
	生命保険料支払額(新契約の一般生命保険) 80,000円		
	地震保険料支払額 30,000円		
	旭川市への寄附(ふるさと納税)額* 22,000円 ※ ワンストップ特例制度を利用		
	合計 1,516,718円		
所得控除額 B		社会保険料控除額 383,718円	
		生命保険料控除額 28,000円	
		地震保険料控除額 15,000円	
		配偶者控除額 330,000円	
		扶養控除額 330,000円	
		基礎控除額 430,000円	
		合計 1,516,718円	
課税所得金額 C (A - B)		4,917,310円 - 1,516,718円 = 3,400,592円 → 3,400,000円(千円未満切捨て)	
調整控除前の 所得割額	市民税 D (C × 6%)	$3,400,000円 \times 6\% = 204,000円$ (税率)	
	道民税 E (C × 4%)	$3,400,000円 \times 4\% = 136,000円$ (税率)	
税額控除額	調整控除額	市民税 F	1,500円
	寄附金 税額控除額	道民税 G	1,000円
税額控除後の 所得割額		市民税 H	12,001円
		道民税 I	8,001円
		市民税 J (D - F - H)	204,000円 - 1,500円 - 12,001円 = 190,499円
		道民税 K (E - G - I)	136,000円 - 1,000円 - 8,001円 = 126,999円
均等割額	市民税 L		3,000円
	道民税 M		1,000円
税額	市民税 N (J + L)		190,499円 + 3,000円 = 193,499円 → 193,400円(百円未満切捨て)
	道民税 O (K + M)		126,999円 + 1,000円 = 127,999円 → 127,900円(百円未満切捨て)
	森林環境税 P		1,000円
	合計 (N + O + P)		193,400円 + 127,900円 + 1,000円 = 322,300円



## 7 納税の方法

個人の市民税・道民税及び森林環境税（以下「市民税等」といいます。）の納付方法には、納税義務者が直接納税通知書で納める「普通徴収」と、勤務先の給与から差し引いて納める「給与所得に係る特別徴収」のほか、公的年金から差し引いて納める「年金所得に係る特別徴収」があります。

### (1) 普通徴収

事業所得者などの市民税等は、市から送付される納税通知書により年4回（6月、8月、10月、翌年1月）に分けて納付します。納税通知書には、所得金額や所得控除額の内訳を記載した課税明細書をとじ込んでありますのでご確認ください。

### (2) 給与所得に係る特別徴収

給与所得者の市民税等については、原則として地方税法の規定により市からの通知に基づき給与支払者が各人の税額を6月から翌年5月までの12回で給与から差し引いて、翌月の10日までに納めることが義務づけられています。

なお、納税義務者の皆さんにお渡しする特別徴収税額の通知書には税額のほか所得金額、所得控除の内訳が記載されています。

#### ※ 年の途中で退職した場合の徴収

給与から市民税等を差し引かれていた方が、退職により給与の支払いを受けなくなった場合、給与から差し引きができなくなった税額は、次の場合を除いて市から送付される納税通知書により納めていただきます。

- ① 新しい会社に再就職し、引き続き給与からの徴収を申し出た場合
- ② 6月1日から12月31日までの間に退職した方で、支給される給与または退職手当等（以下「給与等」といいます。）から残税額を差し引くことを申し出た場合
- ③ 翌年1月1日から4月30日までに退職した方で、残税額を超える給与等がある場合（この場合は、申出がなくても給与等から残税額が一括徴収されます。）

### (3) 年金所得に係る特別徴収

老齢基礎年金の支払いを受けた方のうち令和7年4月1日現在において年齢65歳以上の方の公的年金等に係る市民税等は、市からの通知により年金支払者が老齢基礎年金等から差し引いて、本人に代わり市町村に納めます。具体的な徴収の方法は次ページのとおりです。

ア 令和6年度中に何らかの理由により特別徴収が中止された方や令和7年度に新たに特別徴収の対象となった方の徴収方法

- (ア) 令和7年6月及び8月に、それぞれ年金対象税額の4分の1の額を納付書（普通徴収）により納めていただくことになります。
- (イ) 令和7年10月、12月及び令和8年2月に支給される公的年金からは、それぞれ年金対象税額の6分の1の額が3回に分けて特別徴収されます。

【令和7年度の年金対象税額が24,000円の場合の徴収方法】

	普通徴収		特別徴収		
	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	年金対象税額の1/4	年金対象税額の1/4	年金対象税額の1/6	年金対象税額の1/6	年金対象税額の1/6
	6,000円	6,000円	4,000円	4,000円	4,000円

イ 前年度に引き続き特別徴収の対象となった方の徴収方法

- (ア) 4月、6月及び8月に前年度年金対象税額の6分の1の額を仮徴収税額として、それぞれの月に支給される公的年金から特別徴収されます。
- (イ) 10月、12月及び翌年2月に年金対象税額から既に特別徴収した額を差し引いた残税額の3分の1の額が本徴収税額として、それぞれの月に支給される公的年金から特別徴収されます。

【前年度の年金対象税額の年税額が24,000円、今年度の年金対象税額が27,000円の場合の徴収方法】

徴収方法	特別徴収					
	仮徴収			本徴収		
納付時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	前年度の年金対象税額の1/6	前年度の年金対象税額の1/6	前年度の年金対象税額の1/6	年金対象税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	年金対象税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	年金対象税額から仮徴収した額を控除した額の1/3
	4,000円	4,000円	4,000円	5,000円	5,000円	5,000円



**Q&A** 昨年亡くなった人の市民税・道民税は？

**問** 令和6年12月に亡くなった人の令和7年度の市民税・道民税はどうなりますか。

**答** 令和7年1月1日以前に亡くなった方は、令和7年度の市民税・道民税は課税されません。

**Q&A** 市外から転入した年の市民税・道民税は？

**問** 令和7年4月に転勤となり、函館市から旭川市に住所を移しましたが、令和7年度の市民税・道民税はどちらで課税されますか。

**答** 令和7年1月1日現在の住所地である函館市で課税されます。

**Q&A** 給与所得以外の所得の申告については？

**問** 私は給与所得者で給与所得以外に家賃収入がありますが、その所得金額は15万円です。所得税の場合は、20万円以下であれば確定申告は不要と聞いていますが、市民税・道民税の申告は必要ですか。

**答** 所得税では、1か所から給与を受けている方で給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円以下の場合には確定申告は不要とされています。

これに対し、市民税・道民税では他の所得と合算して税額を計算するため所得の多少にかかわらず申告が必要であり、家賃収入を不動産所得として申告していただくこととなります。

**Q&A** 市民税・道民税の医療費控除については？

**問** 私は給与所得者で、令和6年分確定申告において医療費控除の申告をしました。その結果、納付済の所得税が還付されましたが市民税・道民税においてはどのようなのでしょうか。

**答** 医療費控除制度は所得税、市民税・道民税のどちらにもありますが、還付となるのは所得税のみです。今回申告された医療費控除額は令和7年度分の市民税・道民税の計算において控除する仕組みになっています。

なお、確定申告の内容は、市民税・道民税に反映されますので、確定申告をすれば市民税・道民税の申告をする必要はありません。

※ 医療費控除制度は、所得税や市民税・道民税を納める方の負担を軽減する制度であり、かかった医療費そのものを返還するものではありません。

Q&A

確定申告をする必要がないといわれましたが？

**問** 私は給与所得者ですが、医療費控除の適用を受けるための確定申告をしに税務署に行ったところ、所得税がかからないので申告をする必要がないといわれました。この場合、市民税・道民税の申告はしなくてもいいのでしょうか。

**答** 所得控除の範囲と金額は24～25ページのとおり、市民税・道民税と所得税において違いますので、所得税がかからなくても市民税・道民税がかかる場合があります。このときは、市民税・道民税の申告をすることによって、医療費控除の適用を受けることができます。

また、公的年金等収入が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得が20万円以下の方は、税務署への確定申告は不要です。医療費や生命保険料など公的年金等の源泉徴収票に記載されたもの以外に控除できるものがある場合は、市民税・道民税の申告をすることによって控除の適用を受けることができます。

※ 医療費控除制度は、所得税や市民税・道民税を納める方の負担を軽減する制度であり、かかった医療費そのものを返還するものではありません。

Q&A

退職後に納税通知書が送られてきたのは？

**問** 令和7年3月に会社を定年退職し、退職時の給与で市民税・道民税を一括して納めました。その後は無職ですが、6月に令和7年度の納税通知書が送られてきました。退職した後で収入がないのに納税通知書が送られてきたのはなぜでしょうか。

**答** 会社などに勤務する方の市民税・道民税は前年の所得に対する税額が6月から翌年の5月までの12回に分けて、毎月給与から徴収されます。

したがって、退職時に一括して納入いただいた市民税・道民税は令和5年中の所得に対して課税された令和6年度分（令和7年5月までの徴収分）の残税額です。

また、令和7年6月にお送りしました令和7年度の納税通知書は、令和6年中の所得に対して課税されたものです。

なお、退職所得に対する市民税・道民税は、他の所得と区分して退職手当が支払われる際に徴収され、会社を通じて納めていただいています。

Q&A

ふるさと納税の控除を受けるための手続きは？

**問** ふるさと納税の控除を受けるための手続きが簡単にできると聞きましたが、具体的な内容を教えてください。

**答** 確定申告の必要がない給与所得者等がより簡単に控除を受けられるように、平成27年4月1日から「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

ふるさと納税を行う場合に、寄附先の地方団体に申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、寄附金による控除を受けることができます。この特例の適用を受ける場合は所得税からの還付ではなく、市民税・道民税からの控除となります。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受けることができる方は、次の条件全てに該当する方となります。

- ・確定申告や市民税・道民税の申告をする必要のない給与所得者等である方
- ・ふるさと納税を行った地方団体の数が5団体以下である方
- ・確定申告および市民税・道民税の申告を行っていない方

## 森林環境税（国税）

森林環境税は、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された国税です。

### 1 納税義務者

国内に住所がある個人の方です。

### 2 森林環境税がかからない方

#### ● 次のいずれかに該当する方

- ① 生活保護法による生活扶助を受けている方
- ② 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方
- ③ 前年の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の方

$$31万5千円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数}) + 18万9千円 + 10万円$$

※ 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合のみ18万9千円を加算します。

障害者、未成年者、寡婦・ひとり親とは

障害者	身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方など
未成年者	平成19年1月3日以後に生まれた方
寡婦・ひとり親	現に婚姻をしていないこと、前年の合計所得金額が500万円以下であることのほか、一定の要件を満たす方（詳しくは14ページをご覧ください。）

#### ● 非課税早見表

扶養親族の数	0人	1人	2人	3人
前年の合計所得金額	415,000円	919,000円	1,234,000円	1,549,000円

※ 森林環境税と個人市民税の非課税基準が異なるため、森林環境税のみ課税となる場合があります。個人市民税が非課税で森林環境税のみ課税となる場合には、いわゆる住民税非課税者に該当します。

### 3 税率

年額1,000円です。

### 4 賦課徴収

個人市民税均等割とあわせて賦課徴収します。

## 5 森林環境税と市民税・道民税均等割額

個人の市民税・道民税均等割額について、令和5年度までは市民税3,500円と道民税1,500円を合わせた5,000円でしたが、令和6年度からは市民税3,000円と道民税1,000円を合わせた4,000円となり、そこに森林環境税の1,000円を加えた5,000円を賦課徴収します。

## 6 活用方法

森林環境税を財源として、国が市町村と都道府県に対し、一定の基準に基づき「森林環境譲与税」として分配し、森林整備の推進などに活用します。

## 法人市民税

法人市民税は市内に事務所や事業所などがある法人、人格のない社団等に課税される税金で、法人の所得の有無に関係なく負担する**均等割**と国税である法人税額に応じて負担する**法人税割**とがあります。

### 1 納税義務者

均等割と法人税割の課税関係はそれぞれ次のとおりです。

区 分		均等割額	法人税割額	
公 共 法 人	地方税法第296条第1項第1号に掲げる法人	非課税	非課税	
	上記以外の法人税法別表第一に掲げる公共法人	最低税率	非課税	
公 益 法 人 等	地方税法第296条第1項第2号に掲げる法人	収益事業を行わない場合	非課税	
		収益事業を行う場合	最低税率	
	上記以外の法人税法別表第二に掲げる公益法人等 ※ 法人税法以外の法律により公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除く。	収益事業を行わない場合	最低税率	非課税
		収益事業を行う場合	最低税率	課税
	法人税法別表第二に掲げる独立行政法人	収益事業を行わない場合	最低税率	非課税
		収益事業を行う場合	課税	課税
協同組合等		課税	課税	
人格のない社団等	収益事業を行わない場合	非課税	非課税	
	収益事業を行う場合	最低税率	課税	
普通法人（上記以外の法人等）	一般社団法人・ 一般財団法人 ※ 非営利型を除く	最低税率	課税	

	上記以外の法人等	課税	課税
--	----------	----	----

## 2 税額の算出方法

法人市民税の年税額 = 均等割額 + 法人税割額

### ● 均等割の税額

$$\text{均等割額} = \text{税率} \times \frac{\text{事務所等を有していた月数（端数月は切捨て）}}{12}$$

法人等の区分	従業者数の合計数	税率
次に掲げる法人 ア 前ページの法人のうち、均等割額が「最低税率」と記載されているもの イ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの（アの法人を除く。）	一	年額 6万円
資本金等の額が1,000万円以下である法人	50人以下	年額 6万円
	50人超	年額 14万4千円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	50人以下	年額 15万6千円
	50人超	年額 18万円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	50人以下	年額 19万2千円
	50人超	年額 48万円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	50人以下	年額 49万2千円
	50人超	年額 210万円
資本金等の額が50億円を超える法人	50人以下	年額 49万2千円
	50人超	年額 360万円

(注1) 資本金等の額とは、法人が株主から出資を受けた金額として法人税法施行令で定める金額をいいます。

(注2) 従業者数の合計数とは、市内に有する事務所、事業所または寮などの従業者数の合計をいいます。

(注3) 資本金等の額及び従業者数の合計数は、算定期間の末日で判定します。

### ● 法人税割の税額

$$\text{法人税割額} = \text{法人税額} \times 8.4\%^{*}$$

※ 令和元年9月30日以前に開始する事業年度については12.1%

### 3 申告と納税

法人市民税は、それぞれの法人が定める事業年度が終了した後、一定の期間内にその納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納めることになっています（申告納付）。

● 事業年度を6か月としている法人の申告納付

事業年度終了の翌日から原則として2か月以内に申告書を提出するとともに、法人税割額と、均等割額（年額）の1/2の額の合計額を納付していただくことになっています。

● 事業年度を1年としている法人の申告納付

中間申告と確定申告が必要です。

#### (1) 中間申告

次の①または②のいずれかの方法により税額を計算し、事業年度開始の日以降6か月を経過した日から2か月以内に中間申告を行うとともに、税額を納付していただきます（法人税において中間申告をすることを必要としない法人は除きます。）。

① 前事業年度の法人税割額の1/2の額と、均等割額（年額）の1/2の額との合計額

② その事業年度開始の日以降6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額と、均等割額（年額）の1/2の額との合計額

#### (2) 確定申告

6か月法人の場合と同様に、事業年度終了の日の翌日から、原則として2か月以内に確定申告をしていただく必要があります。

なお、確定申告書の提出とあわせて納付する税額は、確定申告に係る税額から、既に中間申告を行った税額を差し引いた額です。

※ 均等割のみを課される公共法人や公益法人等については毎年4月30日までに申告納付が必要です。

## II 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋及び償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している方が、その固定資産の価値に応じて負担する税金です。

### 1 課税の対象となる固定資産

- (1) 土地 …… 田、畑、宅地、山林、原野その他の土地
- (2) 家屋 …… 住家、店舗、工場、倉庫、その他の建物
- (3) 償却資産 …… 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（機械、装置、工具、器具及び備品など）

### 2 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在、旭川市内に固定資産を所有している方で、具体的には次のとおりです。

土地	登記簿または土地補充課税台帳（登記簿に登録されていない土地を登録した台帳）に所有者として登記または登録されている方
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳（登記簿に登録されていない家屋を登録した台帳）に所有者として登記または登録されている方
償却資産	土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産を所有し、償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

※ 固定資産税（土地・家屋）は、登記簿や課税台帳などに登記または登録されている方が納税義務者になります。したがって、売買などで実際の所有者が既に変更されていても、登記簿などの名義変更手続が1月1日現在完了していなければ、そのまま旧所有者が納税義務者になります。

また、1月2日以後に売買などで所有権の移転が行われても、その年の納税義務者は変更されません。

なお、売買契約などで固定資産税の負担割合を所有期間で案分することがありますが、これは、あくまでも当事者間の約束事にとどまり、固定資産税の課税は1月1日現在の所有者に対して行います。

最近では、税負担をめぐるトラブルを防ぐため、契約書に当事者間の負担割合を明記するケースが一般的なようです。

### 3 税額の計算方法

固定資産税は、次の手順で税額が決定されます。

- (1) 固定資産を評価して価格を決定し、その価格を基に課税標準額を算定します。



- (2) 課税標準額 × 税率（1.4%） = 税額となります。

(1) 固定資産を評価してその価格を決定します。

● 土地・家屋

土地と家屋については、原則として3年ごとの基準年度（次の基準年度は令和9年度です。）に評価替えを行い、1月1日現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。

この決定価格は、土地の地目変換や家屋の増改築などの場合を除き、次の基準年度までの3年間、原則として据え置きます。

ただし、土地の価格については、地価の著しい下落があり、価格を据え置くことが適当でない場合には、令和7年度、8年度においても価格の修正を行います。

● 償却資産

償却資産の所有者は毎年1月1日現在の償却資産の所有状況を1月31日までに市長に申告し、その申告に基づいて評価した価格を固定資産課税台帳に登録します。

(2) 課税標準額 × 税率（1.4%） = 税額

● 課税標準額

課税標準額は、原則として固定資産課税台帳に登録された価格です。

ただし、住宅用地に対する課税標準額の特例（37～38ページ参照）や宅地等における税負担の調整措置（39～40ページ参照）が適用される場合には、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

● 免税点（課税を行わないこととする基準の額）

同一人が旭川市内に所有するそれぞれの固定資産の課税標準額の合計額が、次の金額に満たない場合は、その資産に対する固定資産税は課税されません。

土地…30万円 家屋…20万円 償却資産…150万円



亡くなった人の固定資産税は？

**問** 死亡した父名義の土地に対する固定資産税はどうなりますか。

**答** 固定資産（土地・家屋）の所有者が死亡された場合、法務局で所有権の移転登記（相続登記など）をするのが通常ですが、何らかの事情で登記が済んでいないときは、1月1日現在にその固定資産を現に所有している方（一般的には相続人）が死亡年の翌年以降の納税義務者となります。

旭川市では、相続人が2人以上いるときは、原則として、代表者にのみ賦課徴収に関する書類を送付します。

相続登記が令和7年中に完了しない場合は、「固定資産現所有者申告書」を資産税課（総合庁舎3階税4番窓口）に提出してください。

## 4 土地の課税標準額の算出方法

土地の評価は、地目別に定められた評価方法により評価します。

宅地の評価については国土交通省が公示する地価公示価格や不動産鑑定価格などの7割を目途に評価の均衡化・適正化を図っています。

### (1) 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地に対しては、税負担を軽減するため、課税標準の特例措置が講じられています。

#### ① 住宅用地とは

住宅用地とは、住宅の敷地の用に供されている土地をいいます。住宅とは、人の居住の用に供する家屋（専用住宅、アパート、マンションなど）または、その一部を人の居住の用に供する家屋（これを併用住宅といいます。例えば、1階が店舗で2階が居宅の家屋がこれに該当します。）をいいます。

専用住宅などの場合は、その敷地の全てが住宅用地となりますが、併用住宅の場合は、その家屋全体のうち、居住部分がどの程度あるのかをそれぞれの床面積で判断して住宅用地を認定します。

居住部分の家屋全体に占める割合（これを「居住割合」といいます。）によって、住宅用地の率が次のとおり定められています。

家 屋	居住割合	住宅用地の率
地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	1/4以上1/2未満	0.5
	1/2以上3/4未満	0.75
	3/4以上	1.0
上記以外の併用住宅	1/4以上1/2未満	0.5
	1/2以上	1.0

住宅用地に対する課税標準の特例は、賦課期日において新たに住宅の建設が予定されている土地または住宅が建設されつつある土地については適用されません。

住宅用地は次のとおり区分されます。

#### ● 小規模住宅用地

住宅用地のうち、住宅1戸につき200㎡以下の部分をいいます。

#### ● 一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地（住宅用地のうち、200㎡を超える部分）をいいます。

例えば、300㎡の住宅用地であれば、200㎡が小規模住宅用地で、残り100㎡が一般住宅用地となります。

② 住宅用地の特例率

住宅用地については、次により計算した額が課税標準となります。

- 小規模住宅用地…価格×1/6
- 一般住宅用地…価格×1/3

なお、住宅用地に対する課税標準の特例は、家屋の床面積の10倍相当まで適用されます。

また、併用住宅で居住部分が1/4以上であるものについては、敷地に前ページの表の率を乗じて求めた面積まで課税標準の特例が適用されますが、その敷地面積が床面積の10倍を超えるときは、特例は10倍の面積に前ページの表の率を乗じて求めた面積までの適用となります。

※ 住宅用地の特例を受けた土地の住宅が火災等により滅失し、住宅用地として使用できない特別な事情がある場合には申告書を提出することにより火災等の発生後2年度分に限り、引き続き特例措置を受けられます。

③ 住宅用地の申告

住宅用地の認定を行うため、次のような場合は、住宅用地の申告をしていただくことになっています。

- 1 住宅を新・増築した場合
- 2 家屋の用途を変更した場合
- 3 住宅を取り壊した場合
- 4 家屋の床面積に異動があった場合（併用住宅の増改築など）
- 5 住宅敷地の一部を有料駐車場などに変更した場合
- 6 隣接地の取得等により住宅敷地が広がった場合

〔申告期限〕 申告する事由の生じた年の翌年1月31日

〔申告先〕 資産税課（総合庁舎3階税4番窓口）



同じような土地なのに税額が違うのは？

**問** 私と友人は、隣り合った同じ面積（200㎡）の土地を所有しており、友人は昨年8月に自宅を新築しましたが、私は今年の11月ごろ新築する予定です。

先日、市役所から納税通知書が届きましたが、昨年まで友人と同じだった土地の税額が、今年は私の方が高くなっているのはなぜでしょうか。

**答** 住宅用地については課税標準の特例があり、1戸当たり200㎡までの小規模住宅用地の場合、固定資産税の課税標準額は価格の1/6に、都市計画税の課税標準額（47ページ参照）は1/3になります。

これらの特例が受けられるのは、1月1日（賦課期日）現在完成した住宅の敷地になっている場合に限られます。

したがって、あなたの友人の土地は小規模住宅用地となり、これらの特例の対象となりますが、あなたの土地は特例の対象とならないために税額に差が生じています。

**Q&A** 住宅を取り壊したのに、なぜ税額が上がるのか？

**問** 私は、昨年9月に古い住宅を取り壊し、駐車場にしたところ、昨年度に比べて固定資産税が高くなりましたが、どうしてですか。

**答** 住宅用地には課税標準の特例が設けられていますが、あなたの場合、昨年中に住宅を取り壊したことにより、住宅用地の特例の扱いを受けられなくなったからです。

**Q&A** 地価が下がっているのに、なぜ税額が上がるのか？

**問** 地価が下がっているのに、税額が上昇するのはどうしてですか。

**答** 平成9年度の税制改正で、負担水準（下記参照）が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地についてはなだらかに税負担を引き上げていく仕組みが導入され、令和6年度以降もこれを継続する措置が講じられました。

この仕組みによって、評価替えで評価額が下がった土地でも、負担水準が低かったものは、税負担が上昇する場合があります。

したがって、地価が下がったことにより評価額が修正される土地もありますが、負担水準が低い土地については、評価額は下がっても前年度の課税標準額を上回ることになり、税負担は上昇します。

**(2) 宅地等における税負担の調整措置**

令和6年度の評価替えにより、ある程度、負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）の均衡化が進展しつつありますが、依然として地域や土地によってばらつきが残っている状態にあります。令和7年度についても、負担水準の均衡化を促進する措置を引き続き講ずることとしています。

調整措置後の課税標準額は、

$$\text{令和6年度標準課税額} = A$$

$$\text{令和7年度評価額} = B$$

としたときに、負担水準の区分に応じてそれぞれ次のとおり求めます。

① 商業地等の場合

$$\text{負担水準 (\%)} = \frac{A}{B} \times 100$$

負担水準の区分	課税標準額
70%超	$B \times 0.7$
60%以上70%以下	Aの金額（据置き）
60%未満	$A + (B \times 0.05)$ ただし、この算式により計算した額がBの60%を上回る場合は、Bの60%相当額とし、Bの20%を下回る場合はBの20%相当額とする。

② 小規模住宅用地の場合

$$\text{負担水準 (\%)} = \frac{A}{B \times \text{住宅用地特例率 (1/6)}} \times 100$$

負担水準の区分	課税標準額
100%以上	B × 1/6の金額 (本則課税)
100%未満	A + (B × 1/6 × 0.05) ただし、この算式により計算した額がB × 1/6を上回る場合には、B × 1/6相当額とし、B × 1/6の20%を下回る場合は、B × 1/6の20%相当額とする。

③ 一般住宅用地の場合

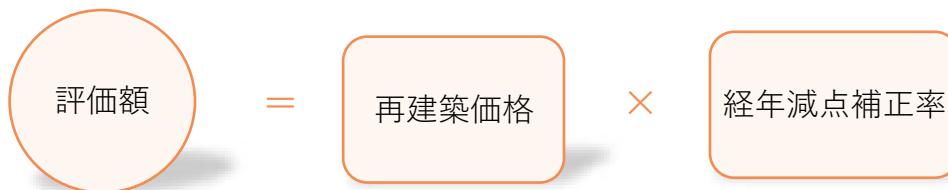
$$\text{負担水準 (\%)} = \frac{A}{B \times \text{住宅用地特例率 (1/3)}} \times 100$$

負担水準の区分	課税標準額
100%以上	B × 1/3の金額 (本則課税)
100%未満	A + (B × 1/3 × 0.05) ただし、この算式により計算した額がB × 1/3を上回る場合には、B × 1/3相当額とし、B × 1/3の20%を下回る場合は、B × 1/3の20%相当額とする。

## 5 家屋の課税標準額の算出方法

家屋の課税標準額は、価格（評価額）です。

家屋の評価替えは3年ごとに行います。評価額は再建築価格に経年減点補正率を乗じて算出しますが、その算出額が評価替え前の価格を超えることになる場合は、評価額は評価替え前の価格に据え置かれます。



再建築価格 … 評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

経年減点補正率 … 建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等をあらわしたものです。本市のような寒冷地においては、積雪または寒冷により家屋の損耗が増大すると考えられるため、減価の度合いが大きくなるよう考慮されています。

## ● 新築住宅に対する固定資産税の軽減

新築された住宅が次の要件に該当するとき、居住部分の面積のうち120㎡までの部分について、固定資産税の1/2の額が減額されます。

減額される期間は、新たに課税される年度から3年度分（中高層耐火住宅は5年度分）です。

なお、都市計画税にはこの減額措置の適用はありません。

- 1 居住部分の床面積：50㎡以上280㎡以下
  - ※ 共同賃貸住宅については、下限は40㎡となります。
  - ※ 区分所有家屋については、各専有部分に共用部分を案分して加えた床面積で判断します。
- 2 居住部分の割合：居住部分の床面積が当該家屋の床面積の1/2以上

〔申告先〕 資産税課（総合庁舎3階税4番窓口）



新築4年目に固定資産税が急に上がったのはなぜ？

**問** 令和3年11月に木造2階建住宅を新築しましたが、令和7年度から急に固定資産税が高くなったのはどうしてでしょうか。

**答** 新築木造住宅の場合、一定の要件（上記参照）を満たしていると、新築した家屋に課税されることとなった年度から、3年度分に限り、1戸あたり120㎡までの部分についての税額を1/2に減額する特例があります。

あなたの場合は木造2階建住宅ですので、令和4年度から令和6年度までの3年度分については税額が1/2に減額されていましたが、3年間の適用期間が令和6年度で終了し、本来の税額になったことによるものです。

## ● 認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額

平成21年6月4日から令和8年3月31日までの間に新築された認定長期優良住宅が次の要件に該当するとき、居住部分の面積のうち120㎡までの部分について、固定資産税の1/2の額が減額されます。

減額される期間は、新たに課税される年度から、5年度分（中高層耐火住宅は7年度分）です。

この減額措置を受けるためには、新たに固定資産税が課税されることとなる年度の初日に属する年の1月31日までに申告が必要です。

- 1 居住部分の床面積：50㎡以上280㎡以下
  - ※ 共同賃貸住宅については、下限は40㎡となります。
  - ※ 区分所有家屋については、各専有部分に共用部分を案分して加えた床面積で判断します。
- 2 居住部分の割合：居住部分の床面積が当該家屋の床面積の1/2以上

〔申告先〕 資産税課（総合庁舎3階税4番窓口）

## ● 既存住宅の耐震改修に係る固定資産税の減額

昭和57年1月1日以前から所在していた住宅について、平成25年1月1日から令和8年3月31日までの間に一定の耐震基準に適合した改修工事を行うと、改修後一定期間その住宅に係る固定資産税の1/2の額が減額（120㎡分までを限度とする。）されます。

減額は、改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から実施されます。

工事完了時期	減額の期間
平成25年1月1日から令和8年3月31日まで	1年度分*

※ 当該住宅が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」に該当する場合は、減額の期間が2年度分となります。

※ 認定長期優良住宅に該当する場合は、固定資産税額の2/3に相当する額が減額されます（平成29年4月1日から令和8年3月31日までに工事を完了した住宅）。

※ 認定長期優良住宅で当該耐震改修が完了する直前に「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合には、翌年度分の固定資産税の額2/3、翌々年度の固定資産税の1/2に相当する額が減額されます。

この減額措置の適用を受けるには、改修工事が完了した日から3か月以内に申告が必要です。

〔申告先〕 資産税課（総合庁舎3階税4番窓口）

## ● 要安全確認計画記載建築物等の耐震改修に係る固定資産税の減額

耐震診断が義務付けられた要安全確認計画記載建築物または要緊急安全確認大規模建築物について、次の要件に該当するとき、改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から2年度分の固定資産税の1/2の額が減額されます。ただし、対象となる家屋の住宅部分のうち120㎡を超える部分及び非住宅部分に適用され、耐震改修に要した費用の2.5%が限度となります。

この減額措置の適用を受けるには、改修工事が完了した日から3か月以内に申告が必要です。

- 1 平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間に工事を実施したもの
- 2 耐震改修に係る政府の補助を受けていること
- 3 所管行政庁に対して耐震診断結果を報告していること

〔申告先〕 資産税課（総合庁舎3階税4番窓口）

## ● 既存住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額

新築された日から10年以上を経過した高齢者等の居住している住宅または区分所有に係る家屋の専有部分（賃貸住宅を除く。）について、次の要件に該当するとき、改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税の1/3の額（100㎡分までを限度とする。）が減額されます。この減額措置の適用を受けるには、改修工事が完了した日から3か月以内に申告が必要です。

- 1 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、床の段差の解消、浴室の改良、手すりの取付けや床面積の滑り止め化など一定の改修工事（国または地方公共団体からの補助金を除く自己負担額が50万円を超えるもの）を行ったもの
- 2 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下のもの

〔申告先〕 資産税課（総合庁舎3階税4番窓口）

## ● 省エネ改修に係る固定資産税の減額

次の要件に該当する省エネ改修工事について、改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税の1/3の額（120㎡分までを限度とする。）が減額されます。この減額措置の適用を受けるには、改修工事が完了した日から3か月以内に、改修後のそれぞれの部位が省エネ基準に適合することを証明する証明書を添付して申告してください。

- 1 平成26年4月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く。）で、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に次に掲げるいずれかの工事（国または地方公共団体からの補助金を除く自己負担額が60万円を超えるもの）を行ったもの
  - ① 窓の改修工事またはそれと併せて行う床の断熱工事、天井の断熱工事もしくは壁の断熱工事
  - ② 窓の改修工事またはそれと併せて行う床の断熱工事、天井の断熱工事もしくは壁の断熱工事（国または地方公共団体からの補助金を除く自己負担額が50万円を超えるもの）と併せて行う太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事

- 2 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下のもの

※ 当該住宅が、認定長期優良住宅に該当することとなったものは、固定資産税の2/3に相当する額（令和4年4月1日から令和8年3月31日までに工事が完了した住宅）が減額されます。

〔申告先〕 資産税課（総合庁舎3階税4番窓口）

## 6 償却資産の課税標準額の算出方法

償却資産の評価は、取得価額を基礎として、その取得後の経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して評価します。償却資産の課税標準額は、原則として評価額になります。

<前年中に取得したもの>

$$\text{価格(評価額)} = \text{取得価額} \times \left[ 1 - \frac{\text{耐用年数に応ずる減価率}}{2} \right]$$

<前年より前に取得したもの>

$$\text{価格(評価額)} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率}) \cdots \textcircled{a}$$

ただし、①により求めた額が、取得価額の5%よりも小さい場合は、その償却資産が事業の用に供されている限りは取得価額の5%を価格とします。

取得価額 … 償却資産を取得するために、実際に支出した金額または通常支出すべき金額のことです。購入した償却資産についてはその購入の代価、自己の製作などによる償却資産についてはその製作などのための原材料費、労務費及び経費の額のことです。いずれも付帯費の額を含みます。

減価率 … 原則として耐用年数表（財務省令）に掲げられている耐用年数に応じて減価率が定められています。

### ● 償却資産の申告

法人や個人で製造業や小売業、農業といった事業一般を営んでいる、または不動産を賃貸していて、その事業の用に供することができる償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の資産の状況などについて申告していただくことになっています。

〔申告期限〕 1月31日

〔申告先〕 資産税課（総合庁舎3階税4番窓口）

※ 申告を必要とする償却資産の具体例は次のとおりです。

資産の種類		内容（主なもの）
① 構築物	構築物	屋上看板等の広告設備、路面舗装、門、塀、緑化施設、その他土地に定着する土木設備、ビニールハウスなど
	建物 附属設備	1 建物附属施設のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産または業務用の設備等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（特定付帯設備）
② 機械及び装置		建設機械の大型特殊自動車（ブルドーザー、ショベルローダーなど）、モーター、旋盤、ボイラー、プレス機、コンプレッサー、クレーンなどの各種産業用機械及び装置

資産の種類	内 容 (主なもの)
③ 船舶及び航空機	ボート、飛行機、ヘリコプターなど
④ 車両及び運搬具	建設機械以外の大型特殊自動車（フォークリフト、ロータリー除雪車など）、乗用トラクターなど農耕作業用自動車については最高速度が毎時35km以上のもの
⑤ 工具・器具・備品	測定工具、検査工具、型枠、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、パソコン、ルームエアコン、複写機、机、いす、医療機器、娯楽機器など

(注1) 取得価額が10万円未満または耐用年数が1年未満の資産で一時に損金または必要経費に算入したもの及び取得価額が20万円未満の資産で税務会計上3年間で一括償却しているものは、申告の対象となりません。

(注2) 自動車税種別割、軽自動車税種別割の課税対象となる自動車などは、償却資産として課税対象には含まれないため申告の対象となりません。

## 7 納税の方法

市から送付される納税通知書により、納税義務者が直接納める方法（普通徴収）で、年4回（4月、7月、9月、12月）に分けて納付します。

この納税通知書には、土地と家屋については課税明細書（価格（評価額）、課税標準額、税相当額の内訳書）をとじ込んであります。

## 8 固定資産の縦覧帳簿の縦覧

固定資産課税台帳を基に作成した土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿を、縦覧期間中土地または家屋の納税者の方にご覧いただいています。

縦覧帳簿には市内の全ての土地または家屋の価格などが記載されており、他の土地または家屋の価格と比較することができます。

### (1) 縦覧することができる方

縦覧することができる方	持 ち 物
土地または家屋の納税者	本人確認ができるもの（運転免許証など）
代 理 人 (納税者の委任を受けた方)	納税者からの委任状 代理人の本人確認ができるもの

### (2) 縦 覧 期 間

こうほう旭川市民「あさひばし」の記事でご確認ください。

(毎年4月1日から最初の納期限までの間)

### (3) 縦 覧 場 所

資産税課（総合庁舎3階税4番窓口）

## 9 固定資産課税台帳登録価格の審査の申出

固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）について不服がある場合には、次のとおり旭川市固定資産評価審査委員会に対して文書により審査の申出をすることができます。

※ 価格以外の事項に対する不服については、60ページをご覧ください。

### (1) 申出ができる方

納税義務者または納税義務者から委任を受けた方

### (2) 申出ができる年度

基準年度（次の基準年度は令和9年度です。）

※ 基準年度以外は、地目の変換や家屋の増改築など特別な事情がある場合を除いて、審査の申出をすることはできません。

### (3) 申出ができる期間

固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間

### (4) お問合せ先

旭川市固定資産評価審査委員会事務局（総合庁舎3階税2番窓口 税制課内）

#### 固定資産評価審査委員会とは

旭川市民、市税の納税義務者、学識経験者の中から、市議会の同意を得て市長が選任する6人の委員で構成される組織です。中立的・専門的な立場から固定資産課税台帳に登録された価格についての不服を審査します。

## Ⅲ 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的として、市街化区域内に所在する土地または家屋の所有者に対して課税される税金です。

### 1 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在、市街化区域内に所在する土地または家屋を所有している方です。

### 2 税額の計算方法

固定資産税における固定資産の価格が、原則として課税標準額となります。

なお、土地の都市計画税についても固定資産税と同様に住宅用地に対する課税標準の特例措置がありますので、住宅用地については、次により計算した額が課税標準額となります。

- ① 小規模住宅用地（住宅用地のうち、200㎡以下の部分） …… 価格×1/3
- ② 一般住宅用地（住宅用地のうち、200㎡を超える部分） …… 価格×2/3

$$\text{税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} (0.3\%)$$

また、令和7年度の土地の都市計画税の税負担については、39～40ページのとおり固定資産税と同様の負担調整措置がとられています。

### 3 免税点

同一人が旭川市内に所有するそれぞれの固定資産の固定資産税の課税標準額の合計額が、次の金額に満たない場合は、その資産に対する都市計画税は課税されません。

土地……30万円

家屋……20万円

### 4 納税の方法

固定資産税とあわせて納めていただきます。

## IV 軽自動車税

環境性能割は、3輪以上の軽自動車の取得者にかかる税金です。

種別割は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」といいます。）の所有者にかかる税金です。

### 1 納税義務者

環境性能割	3輪以上の軽自動車（取得価格が50万円を超える新車・中古車）を取得した方
種別割	毎年4月1日（賦課期日）現在、軽自動車等を所有している方 <sup>※</sup>

※ ローンで購入した場合などで所有権を売主に留保している場合は、買主である使用者をいいます。

### 2 税率

#### (1) 環境性能割

種別	区分	税率		
		営業用	自家用	
乗用車	電気軽自動車等 <sup>※1</sup>		非課税	非課税
	★★★★ かつ <sup>※2</sup>	令和12年度燃費基準80%達成車 (令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)		
		令和12年度燃費基準75%達成車 (令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。)		
		令和12年度燃費基準70%達成車	1.0%	2.0%
	上記以外		2.0%	2.0%
貨物用	電気軽自動車等 <sup>※1</sup>		非課税	非課税
	★★★★ かつ <sup>※2</sup>	令和4年度燃費基準+5%達成車 <sup>※3</sup>		
		令和4年度燃費基準達成車		
		令和4年度燃費基準95%達成車	1.0%	2.0%
	上記以外		2.0%	2.0%

※1 電気軽自動車等とは、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成21年天然ガス基準NOx10%低減達成または平成30年排出ガス基準適合のもの）をいいます（以下同じ。）。

※2 ★★★★★とは、平成17年排出ガス規制75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車をいいます（以下同じ。）。

※3 燃費基準+○%達成車とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき設定された、目標年度における自動車の燃費目標基準を○%超えて達成していることをいいます（以下同じ。）。

(2) 種別割

● 軽自動車（4輪・3輪）

自動車検査証記載の初度検査年月が令和6年3月以前の場合

種別・用途等				自動車検査証（車検証）記載の初度検査年月		
				平成24年3月以前※	平成24年4月以降 平成27年3月以前	平成27年4月以降 令和6年3月以前
軽自動車	4輪	乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円
			自家用	12,900円	7,200円	10,800円
		貨物	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
			自家用	6,000円	4,000円	5,000円
	3輪			4,600円	3,100円	3,900円

※ 電気軽自動車・天然ガス軽自動車・メタノール軽自動車・混合メタノール軽自動車・ガソリンハイブリッド軽自動車・被けん引軽自動車は、初度検査年月が平成24年3月以前であっても「平成24年4月以降平成27年3月以前」の税率が適用されます。

自動車検査証記載の初度検査年月が令和6年4月から令和7年3月までの場合※

種別・用途等				グリーン化特例（軽課）対象車両			対象以外の車両
				電気軽自動車等	★★★★ かつ		
					令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成	
軽自動車	4輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	6,900円
			自家用	2,700円			10,800円
		貨物	営業用	1,000円			3,800円
			自家用	1,300円			5,000円
	3輪			1,000円	2,000円 (乗用営業車のみ)	3,000円 (乗用営業車のみ)	3,900円

※ ただし、令和7年4月1日に初度検査を行ったグリーン化特例の対象車両については、令和8年度が特例の対象となり、令和7年度は「対象以外の車両」の税率が適用されます。

※ グリーン化特例（軽課）が適用されるのは、1年度分に限られます。令和6年度にグリーン化特例（軽課）の対象だった車両は、令和7年度以降は対象外になります。

● 原動機付自転車、軽自動車（4輪・3輪以外）、2輪の小型自動車、小型特殊自動車

種別・用途等		税率
原動機付自転車	総排気量50cc以下または定格出力0.6kw以下 ※特定小型原動機付自転車を含む。	2,000円
	総排気量50cc超125cc以下かつ最高出力4.0kw以下	2,000円
	総排気量50cc超90cc以下または定格出力0.6kw超0.8kw以下	2,000円
	総排気量90cc超125cc以下または定格出力0.8kw超1.0kw以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
検査対象外軽自動車	軽2輪(総排気量125cc超250cc以下)	3,600円
	雪上車	3,600円
2輪の小型自動車	総排気量250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円

**3 申告**

軽自動車税等を取得したときはその日から15日以内に、軽自動車等の所有者でなくなったときはその日から30日以内に申告が必要です。

車種	事由	必要なもの	申告場所
原動機付自転車 小型特殊自動車	新規	・販売証明書	税制課（総合庁舎3階 税2番窓口）または 各支所  いずれの場合も、届出者の身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証等）が必要です。
	名義変更	・譲渡証明書 ・標識交付証明書（あれば）	
	廃車	・ナンバープレート （紛失した場合は弁償金として150円かかります。） ・標識交付証明書（あれば）	
軽2輪	右記にお問い合わせください。	北海道運輸局旭川運輸支局 春光町10番地1 TEL 050-5540-2003(着信後037)	
3輪以上の軽自動車		全国軽自動車協会連合会旭川事務所 春光6条5丁目1番24号 TEL 0166-53-7300	
2輪の小型自動車		旭川地方自家用自動車協会 春光町10番地 TEL 0166-51-1221	



## 4 課税免除

障害者手帳をお持ちの方で一定の要件を満たす場合は、軽自動車税種別割の課税が免除されます。申請手続等の詳しい内容については、税制課諸税係にお問い合わせください。

## 5 納税の方法

### (1) 環境性能割

当分の間、市町村に代わって都道府県が賦課徴収事務を行うため、北海道税収入証紙により納付していただきます。

### (2) 種別割

市から送付される納税通知書により納付していただきます。

※ 種別割の納付については、窓口納付のほか、電子納付がご利用いただけますが、納付してから車検用納税証明書の発行が可能となるまでに3週間程度要する場合がありますのでご了承ください。

特に電子納付の場合は、領収書が発行されませんので、領収書または車検用納税証明書が必要な方は、55ページの「市税の納付場所」をご確認いただき、「窓口納付」により納付されることをお勧めします。

## Q&A

年度途中で軽自動車等を廃車した場合は？

**問** 令和7年度分の軽自動車税種別割を納めましたが、9月に原動機付自転車を廃車しました。納めた税金は月割で還付されますか。

**答** 軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者に課税され、月割制度がないため、還付されることはありません。

## Q&A

バイクを譲渡した場合は？

**問** 今年3月にバイクを友人に譲りましたが、軽自動車税種別割の納税通知書が私のところに届きました。なぜですか。

**答** バイクを譲渡した際に、名義変更の申告をしていない可能性があります。名義変更をしていなければ、4月1日現在の所有者（名義人）があなたのままになっていますので、あなたに課税されます。

## Q&A

種別割の税額が上がったのはなぜ？

**問** 去年と同じ軽自動車に乗っているのに、税額が上がったのはなぜですか。

**答** 次のどちらかに該当するため、令和7年度から税額が上がったものと考えられます。  
なお、車種ごとの税額については、49～50ページの表もご覧ください。

- ① 初度検査年月が平成23年4月から平成24年3月までの車両
- ② 令和6年度にグリーン化特例（軽課）の適用を受けた車両

## V 市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）または卸売販売業者が市内の小売販売業者に売り渡したたばこにかかる税金です。

### 1 納税義務者

- ・ 製造たばこの製造者
- ・ 特定販売業者
- ・ 卸売販売業者

たばこの価格の中には市たばこ税が含まれていますので、実際はたばこを購入する方が負担しています。

### 2 税率

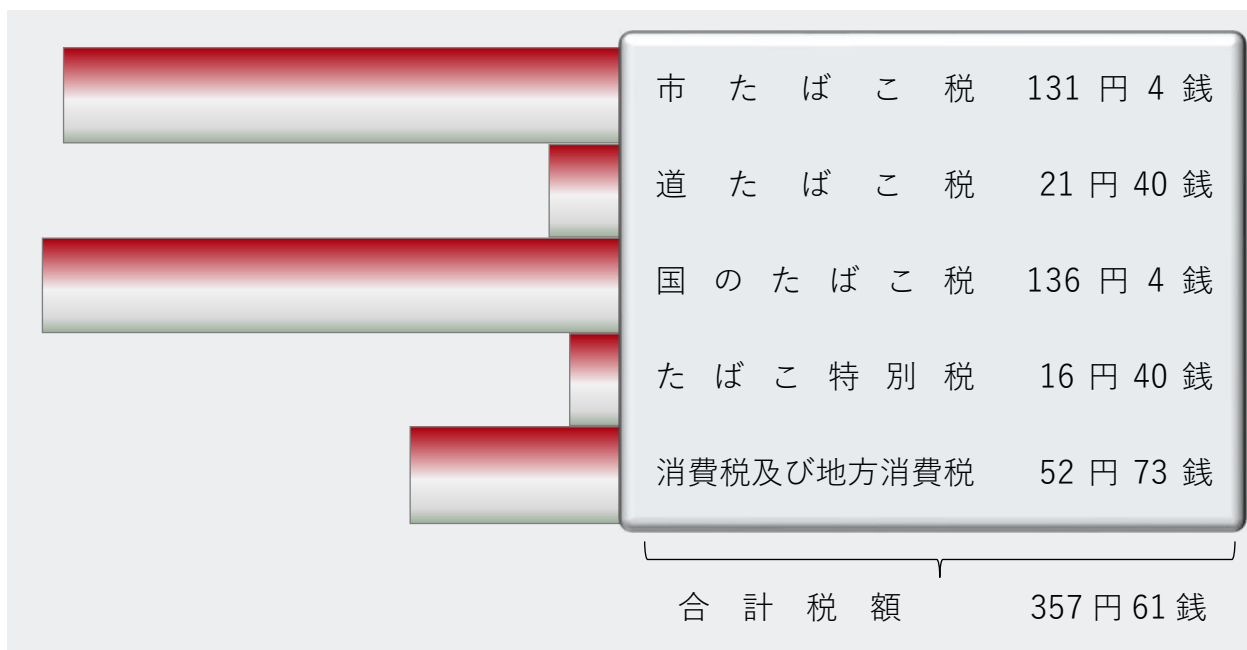
紙巻たばこ千本につき6,552円

### 3 申告と納税

製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者が、毎月1日から末日までの間に売り渡したたばこに対して算出した税額を翌月末日までに申告し、納めることになっています。

#### ■ たばこ1箱に占める税額

例) 定価580円の紙巻たばこの場合



## VI 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てることを目的とし、鉱泉浴場における入湯客の入湯行為に対して課税される税金です。

### 1 納税義務者

鉱泉浴場の入湯客です。

### 2 税率

1人1泊につき150円、日帰りについては1人70円

### 3 納税の方法

鉱泉浴場の経営者などが入湯客から受け取って、翌月15日までに納入します。

## VII 事業所税

事業所税は、道路、上下水道、教育文化施設などの都市環境の整備及び改善のための事業に使われる費用に充てることを目的として、事業所等において事業活動を行う個人または法人にかかる税金です。

区 分	資 産 割	従 業 者 割
納 税 義 務 者	市内の事業所等で事業を行う法人または個人	
課 税 標 準	算定期間 <sup>※</sup> の末日現在の事業所床面積 ※ 法人：事業年度 個人：1月1日～12月31日	算定期間中に支払われた従業者給与総額
税 率	床面積1㎡につき600円	従業者給与総額の0.25%
免 税 点	事業所床面積の合計が1,000㎡以下	従業者の合計が100人以下
納 税 の 方 法	申 告 納 付	
申 告 納 付 期 限	法 人	事業年度終了の日から2か月以内
	個 人	翌年3月15日

※ 免税点以下の場合であっても、事業所床面積の合計が800㎡以上である場合、または従業者の合計が80人以上である場合は申告書の提出が必要です。

### ● 貸付申告

事業所税の納税義務者は、原則として、市内の事業所等で事業を行う法人または個人とされています。自己が所有する事業所用家屋を他の事業者に貸し付けている場合には納税義務はありませんが、貸し付けを行うこととなった日から1か月以内に、必要事項を記載した「事業所用家屋の貸付（使用状況）報告書」を提出していただきます。

〔申告先〕 市民税課法人係（総合庁舎3階税3番窓口）

# 3 市税の納付

## I 市税を納めるには

### 1 市税の納期限等一覧（令和7年度）

月	納期限及び申告期限	
4	固定資産税・都市計画税（第1期）	4月30日
6	軽自動車税種別割	6月2日
	個人市民税・道民税（普通徴収第1期）	6月30日
7	固定資産税・都市計画税（第2期）	7月31日
9	個人市民税・道民税（普通徴収第2期）	9月1日
	固定資産税・都市計画税（第3期）	9月30日
10	個人市民税・道民税（普通徴収第3期）	10月31日
12	固定資産税・都市計画税（第4期）	12月25日
1	給与支払報告書の提出 新築住宅に対する固定資産税の減額申告書の提出 固定資産税住宅用地等の申告書の提出 固定資産税（償却資産）申告書の提出	1月31日
2	個人市民税・道民税（普通徴収第4期）	2月2日
3	個人市民税・道民税申告書の提出	3月15日

税目		納期限及び申告期限
個人市民税・道民税	特別徴収	徴収した月の翌月10日
法人市民税	確定	事業年度終了の翌日から原則として2か月以内
	中間	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
事業所税	法人	事業年度終了の日から2か月以内
	個人	翌年の3月15日
市たばこ税		売り渡した月の翌月末日
入湯税		徴収した月の翌月15日

## 2 市税の納付場所

市税は、次の方法で納付することができます。

### ● 窓口納付

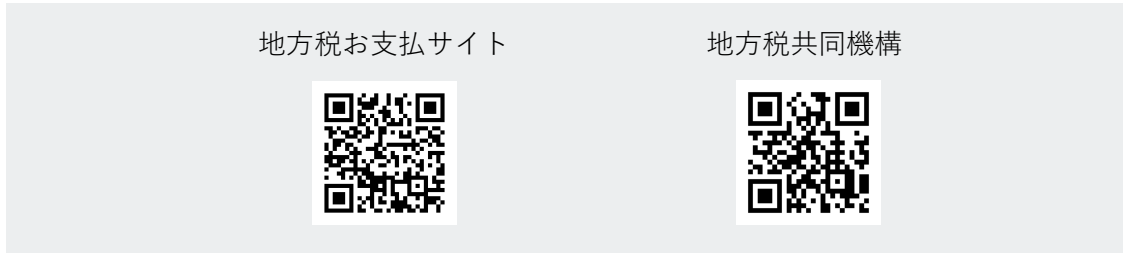
- ◆ 市役所総合庁舎2階21番窓口、各支所・出張所・東部まちづくりセンター
- ◆ みずほ銀行、北陸銀行、秋田銀行、北海道銀行
- ◆ 旭川信用金庫、留萌信用金庫、北星信用金庫、遠軽信用金庫、北空知信用金庫、北見信用金庫、稚内信用金庫
- ◆ 北央信用組合
- ◆ 北海道労働金庫
- ◆ 旭川市内の農業協同組合、東神楽農業協同組合
- ◆ ゆうちょ銀行または郵便局
- ◆ セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、セイコーマート、ハマナスクラブ、MMK設置店（ウエルシアは収納窓口サービス取扱店表示がある店舗）
- ◆ eL-QR<sup>\*</sup>に対応した全国の金融機関等
  - ※ 固定資産税・都市計画税と軽自動車税種別割に対応しています。詳細は、地方税お支払サイトまたは地方税共同機構のホームページをご覧ください。

### ● 電子納付（領収書は発行されません。）

- ◆ バーコード読み取りによるスマホ（モバイル）決済<sup>\*</sup>
  - ※ 旭川市では、PayB、J-Coin請求書払い、auPAY（請求書支払い）、PayPay請求書払い、d払い請求書払い、FamiPay請求書支払い、楽天銀行コンビニ支払サービス、銀行Pay（ゆうちょPay等）、楽天ペイ請求書払いに対応しています。詳細は、市ホームページをご覧ください。
- ◆ eL-QR読み取りによる納付
  - ※ 固定資産税・都市計画税と軽自動車税種別割に対応しています。詳細は、地方税お支払サイトまたは地方税共同機構のホームページをご覧ください。

【次の場合は、コンビニエンスストア、スマホ（モバイル）決済及びeL-QRによるお支払ができません。】

- ・納付書にバーコードまたはeL-QRの印刷がない場合
- ・金額が30万円を超える場合。ただし、銀行Payのうち「YOKA! Pay（福岡銀行、十八親和銀行及び熊本銀行のみ）」、「OKI Pay」並びにFamiPay請求書支払いは、金額が10万円を超える場合。
  - なお、eL-QRを使用する場合、読み取りを行ったホームページやアプリにより納付上限額が異なるため、詳細は、地方税共同機構のホームページ等をご覧ください。
- ・納付書の金額が訂正されている場合または汚損等によりバーコードまたはeL-QRが読み取れない場合
- ・納付書の使用期限（原則翌年度の4月末）が過ぎた場合



※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### 3 口座振替

旭川市では、納税に便利な市税の口座振替制度を設けています。この制度は金融機関が納税義務者に代わって、納税義務者が指定した預・貯金口座から自動的に振り替えて納税する制度です。

口座振替を利用すると、納期限までの納付を忘れて、納税のために金融機関に出向いたりする必要がなくなり、大変便利です。一度申し込むと、納税義務者の変更等がなければ翌年度以降も自動的に継続されます。

#### (1) 口座振替ができる市税

市民税・道民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割

#### (2) 取扱いできる金融機関等

口座振替ができる金融機関等	
銀行	みずほ銀行、北陸銀行、秋田銀行、北海道銀行、北洋銀行
信用金庫	旭川信用金庫、留萌信用金庫、北星信用金庫、遠軽信用金庫、北空知信用金庫、北見信用金庫、稚内信用金庫
信用組合	北央信用組合
農業協同組合	旭川市内の農業協同組合、東神楽農業協同組合
その他	ゆうちょ銀行又は郵便局、北海道労働金庫

#### (3) 手続き

##### ア 窓口での手続き

(2)の取扱いができる金融機関（旭川市内に限る。）または市役所・各支所・出張所・東部まちづくりセンターの窓口でお申し込みください。お申込みの際には納税通知書、預貯金通帳及びお届印が必要です。

##### イ 郵送による手続き

口座振替依頼書を送付しますので、お問合せ窓口にご連絡いただくか、市ホームページから送付のお申込みをしてください。



口座振替ができなかったときの納付方法は？

**問** 残高不足のため口座から引き落とされませんでした。どうしたらよいでしょうか。

**答** 納付書を送付しますので、早急に金融機関等（55 ページ参照。コンビニエンスストア、スマホ決済は除きます。）で納めてください。納付書で納付いただいても、督促状が送付される場合や、税額によっては延滞金が発生することがあります。

なお、再振替は行っていませんので、口座振替日（納期の最終日）が近くなりましたら、口座の残高確認をお願いします。

## 4 市税の減免

納税者が、特別な事情により納税が困難な場合には、申請に基づき、市税を減免する制度があります。減免を申し出る場合にはその納期限までに申請書を提出してください。

税 目	主 な 要 件	問 合 せ 先
個人市民税 ・ 個人道民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法の規定による保護を受けている場合</li> <li>前年の合計所得金額が340万円以下の方が、疾病、負傷または事業所の倒産等により収入が減少し、失業し、または廃業した場合（雇用期間の満了及び自己都合による場合を除く。）で、その年の合計所得金額の見込額が所得割の非課税限度額（8ページ参照）の1.2倍以下の場合で、納付が著しく困難なとき</li> <li>天災その他災害により、納税義務者が障害者となった場合で、納付が著しく困難なとき</li> <li>天災その他災害により、納税義務者の所有に係る住宅または家財がその価格の10分の3以上の損害を受け、かつ、前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合で、納付が著しく困難なとき</li> <li>冷害、凍霜害、干害等による農作物の減収があり、その損失額の合計額が平年における農作物による収入額の10分の3以上で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合（当該合計所得金額のうち農業以外の所得が400万円を超えるものを除く。）において、納付が著しく困難なとき</li> <li>学生であって、前年の合計所得金額が340万円以下で、その年の合計所得金額の見込額が135万円以下である場合で、納付が著しく困難なとき</li> </ul>	市民税課 総合庁舎3階税3番窓口 TEL 25-5786
法 人 市 民 税	<p>次に掲げる法人その他これらに類するもので収益事業を行わないもの（均等割額のみ減免の対象となります。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>公益社団法人及び公益財団法人</li> <li>許可地縁団体</li> <li>特定非営利活動法人</li> <li>その他市長が必要と認める者</li> </ol>	市民税課 総合庁舎3階税3番窓口 TEL 25-5758

固定資産税 都市計画税	・災害（火災・風水害など）により被害を受けた場合など ・生活扶助などを受けている場合	資産税課 総合庁舎3階税4番窓口 TEL 25-5891
軽自動車税 種別割	・災害（火災・風水害など）により被害を受けた場合など ・生活扶助などを受けている場合	税制課 総合庁舎3階税2番窓口 TEL 25-5604
事業所税	・災害（火災・風水害など）により被害を受けた場合など	市民税課 総合庁舎3階税3番窓口 TEL 25-5758

## 5 徴収の猶予

納税者が、次の事由によって市税を一時に納期限までに納付できないときは、申請により1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

- (1) 財産について災害を受け、または盗難にあった場合
- (2) 納税者またはその生計を一にする親族などが病気にかかり、または負傷した場合
- (3) 事業を廃止し、または休止した場合
- (4) 事業について著しい損失を受けた場合
- (5) 法定納期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したことで、市税を納付することができない場合

※ (5)の場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、修正申告などにより納付すべきこととなった市税の納期限までに申請する必要があります。

## 6 換価の猶予

納税者に次の事由があり、誠実な納付の意思が認められるときは、申請により1年以内の期間に限り、差押財産の換価（売却）の猶予が認められる場合があります。

- (1) 市税を一時に納付することにより、事業の継続を困難にするおそれがあると認められる場合
- (2) 市税を一時に納付することにより、生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合

※ 申請する市税の納期限から6か月以内に申請する必要があります。

## II 納期内納付と滞納

### 1 納期内納付

市税は定められた納期限までに自主的に納めていただくことになっています。納期限までに完納されない場合は、督促状や催告書などにより納付を促すこととなります。みなさんの行政サービスに使用する大切な財源ですので、納期内納付にご協力ください。

### 2 市税の滞納と延滞金

納期限までに完納しないことを滞納といいます。

市税を滞納すると、納期限までに納めた方との公平性を保つために、本来の税額のほかに延滞金もあわせて納めていただくこととなります。

延滞金は、納める税額に、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、次の割合を乗じて計算します。

	納期限の翌日から 1 か 月 以 内	納 期 限 の 翌 日 か ら 1 か 月 を 超 え る 場 合
令和7年中に 課される延滞金	年 2.4% (延滞金特例基準割合+年1.0%)*	年 8.7% (延滞金特例基準割合+年7.3%)*

※ 延滞金特例基準割合は、平均貸付割合（国内銀行の貸出約定平均金利を基礎として財務大臣が告示する割合）に年1.0%を加えた割合です。

### 3 滞納処分

納期限までに完納されないと、督促状により納付を促すこととなります。

法律では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促にかかる税金を完納しないとき」は「滞納者の財産を差し押さえなければならない」と定めています。

しかし、市税の納め忘れや、事情により納付できないこともありますので、旭川市ではご自宅に伺ったり、催告書により滞納状況をお知らせし、納付や相談を促しています。なお、特別な事情がなく納付されない場合は、法律に基づく財産調査のうえ、財産（預貯金・給与・生命保険・不動産・自動車など）を差し押さえ、その財産の換価（公売）を行うことがあります。

#### Q&A 納付してあるのに督促状が届いたのはなぜ？

**問** 納付したにもかかわらず、督促状が届きました。なぜでしょうか。

**答** 納期限後に納付された場合は、行き違いで督促状が送付される場合がありますので、お忘れなく納期限までに納めてください。

## Q&A 納付できないときは？

**問** 現在、事情があつて市税を納付することができません。どうすればよいでしょうか。

**答** 災害にあつたり、病気にかかつたり、事業を休廃業したりなどにより、やむを得ず納期限までに納付できない場合は、申請により徴収の猶予などを受けられる場合があります。お早めに納税課にご相談ください。

## Q&A 私の承諾なしに差し押さえられたが？

**問** 市税を滞納していたら、私の承諾なしに財産を差し押さえられました。このようなことが許されるのでしょうか。

**答** 財産の差押えは、本人の承諾の有無にかかわらず法律の定めにより行われます。このようなことにならないよう、お忘れなく市税を納期限までに納めてください。なお、納期限までに納められない事情がある場合は、納税課にご相談ください。

## 5 審査請求

市税の賦課決定、滞納処分などに関して不服のある方は、市長に対して文書により審査請求をすることができます（固定資産の価格に対する審査の申出については、46ページ参照）。

主な処分に対する審査請求をすることができる期間または期限は次のとおりです。また、請求先や方法については、納税通知書をご覧ください。

### (1) 市税の賦課決定

賦課決定の通知（納税通知書）を受け取った日の翌日から起算して3か月以内

### (2) 督促

督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、または差押えに係る決定の通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内を経過した日のいずれか早い日

### (3) 財産の差押え

差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、またはその公売期日等のいずれか早い日

# 4 市税に関する証明とお問合せ窓口

## I 市税に関する証明

### 1 証明を請求する場合は

市税に関する証明が必要な場合は、**税制課（総合庁舎3階税2番窓口）、各支所または東部まちづくりセンター**の証明窓口へお越しください。

また、所得証明書、課税証明書及び所得課税証明書については、**総合庁舎総合窓口（1階5番窓口）**でも取り扱っています。

証明書は個人の秘密にかかわるものが多いため、申請できる方は、本人または本人の委任を受けた方に限られます（ただし、固定資産評価・所有証明書の申請や固定資産課税台帳の閲覧は借地人、貸家人等もできます。）。

旭川市では、市税に関する証明書の交付を受ける方に、ご本人であることを確認するためにマイナンバーカードや運転免許証などの提示を求めていますので、ご協力をお願いします。

また、本人の委任を受けた方が証明書を請求する場合は、委任状または代理人選任届の提出が必要です（ご家族の証明書を請求する場合でも同様です。）。

委 任 状		
受任者（窓口に来られる人）		
住 所		
フリガナ		
氏 名		
生年月日	明・大・昭・平・令	年 月 日
私は、上記の者を代理人に選任し、次の証明書等の交付請求・受領に関する事項を委任します。		
証明書等の種類		
必要な証明書の名称	課税年度	通 数
使用目的		
委任者（頼む人） 令和 年 月 日		
住 所		
フリガナ		
氏 名	印	
生年月日	明・大・昭・平・令	年 月 日
注意 1 この委任状は、必ず委任者本人が記載し、押印してください。		
2 窓口に来られる方は、運転免許証等本人確認できるものを持参してください。		
3 スタンプ式の印鑑は使用しないでください。		

※ 法人に関する諸証明については、代表者本人が代表者印を持参した場合または委任状もしくは代理人選任届の提出があった場合のみ、証明書を交付しています。

#### 委任状とは…

委任者が、受任者に対して一定の法律行為またはその他の事務処理を委任して受任者がこれを承諾した場合において、その委任の内容もしくは授与した代理権または委任した権限を明らかにするために作成する文書です。

委任状の内容は委任者、受任者に関するもののほか、委任事項（例 令和7年度市・道民税課税証明書の交付請求に関すること）について記載されていることが必要です。

委任状の様式例

## 2 証明書等の種類

主な証明書等		交付手数料	主な使いみち
市・道民税に関する証明書	所得証明書	1件 300円	融資申込、年金申請
	所得課税証明書	1件 300円	就学支援金・授業料免除申請、奨学金申込、児童手当申請
納税証明書	年度・税目別	1件 300円 (1年度、1税目につき)	融資申込
	請求日現在で市税の滞納のないこと	1件 300円	融資申込、入札参加資格申請
	継続検査用(車検用)	無料	軽自動車及び2輪の小型自動車の継続検査
固定資産公課証明書		1件 400円 (1筆、1棟、1資産につき)	不動産の登記・売買
固定資産課税台帳	複写	1人1面につき 300円	資産及び課税内容の確認
	閲覧	1人1閲覧につき または、1物件につき 300円	
住宅用家屋証明書		1件 1,300円	不動産の登記(登録免許税の特例措置申請)

## 3 留意事項など

### (1) 各証明書共通

- ・過年度分の証明書は、即日交付できない場合があります。

### (2) 市民税・道民税に関する証明書

- ・所得証明書及び所得課税証明書には、前年中(令和7年度証明書の場合、令和6年1月から12月まで)の所得が記載されます。
  - ・市民税・道民税が未申告である方<sup>※</sup>については、証明書の申請に併せて申告書を提出いただく必要があります。
- ※ 確定申告をされた方、給与や年金の支払い報告書等が提出されている方を除きます。

### (3) 固定資産税に関する証明書

- ・1月2日以降に所有権を取得した固定資産に係る証明書を請求する場合は、所有権が移転されたことを証する書類(登記事項証明書など)をご用意ください。

**(4) 納税証明書**

- ・納税した日から概ね3週間以内に証明書を請求する場合は、納付したことを確認できる書類（領収書など）をご用意ください。また、電子納付では、領収書が発行されないの  
で、近日中に納税証明書が必要な場合は金融機関、コンビニエンスストア等でお支払い  
ください。

※ ご不明な点は、税制課税制係（65ページの「お問合せ窓口」参照）までお問い合わせください。

## 4 所得課税証明書のコンビニ交付サービス

暗証番号（利用者証明用電子証明書）を登録したマイナンバーカードで、全国のコンビニエ  
ンスストア等に設置されているマルチコピー機を利用して、所得課税証明書を取得できます。

- ※ 取得できる証明書は最新年度のものに限ります。
- ※ 証明書の年度は毎年6月10日頃に切り替わります。

### ● 利用できる日時

午前6時30分から午後11時まで（店舗の営業時間内に限る。）

- ※ 土日祝日もご利用できます。
- ※ 機器の保守点検日等のご利用できません。

### ● 利用できる店舗等

- ・セブン-イレブン
- ・ローソン
- ・セイコーマート
- ・イオン北海道

※ その他全国のマルチコピー機設置のコンビニエンスストア等でもご利用できます。

### ● 取得できる方（次の全てを満たす必要があります。）

- ・旭川市に住民登録がある15歳以上の方（成年被後見人を除く。）
- ・1月1日（令和7年度の証明書の場合は令和7年1月1日）現在、旭川市に住民登録  
があり、旭川市に前年中の所得の届出等（確定申告、勤務先や年金支払者から旭川市  
への支払報告書の提出）がなされている方

### ● 手数料

1通 300円

## 5 所得課税証明書等のオンライン請求

スマートフォンと暗証番号を登録したマイナンバーカードを使って、オンラインで24時間365日、ご自宅や職場等から所得課税証明書等が請求できます。

※ 証明書は受付後に郵送をしています。お急ぎの方は当日交付が受けられる窓口請求またはコンビニ交付サービスを利用してください。

### ● 請求できる証明書

・ 所得課税証明書、所得証明書、課税証明書

※ いずれも最新年度と過去4年度分までの証明書を請求できます。

### ● 取得できる方

・ マイナンバーカードをお持ちの方

・ 賦課期日時点で旭川市に住民登録のあった方

(例) 請求する証明書が令和7年度の場合、令和7年1月1日時点で旭川市に住民登録のあった方

・ 旭川市に所得の届出等(確定申告、勤務先や年金支払者から旭川市への支払報告書の提出)がなされている方

※ オンライン請求では請求にあわせて所得の届出をすることができます。

### ● 用意するもの

・ マイナンバーカード

・ 券面事項入力補助用暗証番号(4桁)

・ 署名用電子証明書暗証番号(6~16桁)

・ スマートフォンとマイナサインアプリ

※ マイナサインアプリはオンライン請求フォームのリンクからダウンロードできます。

※ マイナンバーカードの読み取りの際にはスマートフォンとマイナサインアプリを使用します。

### ● 手数料等

1通につき手数料300円と郵送料110円

※ 手数料等のお支払はクレジットカードまたはPayPayのみとなります。

※ 決済完了後に請求を取り消すことはできません。

※ 領収書は発行されません。

### ● 請求手続き

下記の請求フォームから請求してください。



## Ⅱ お問い合わせ窓口

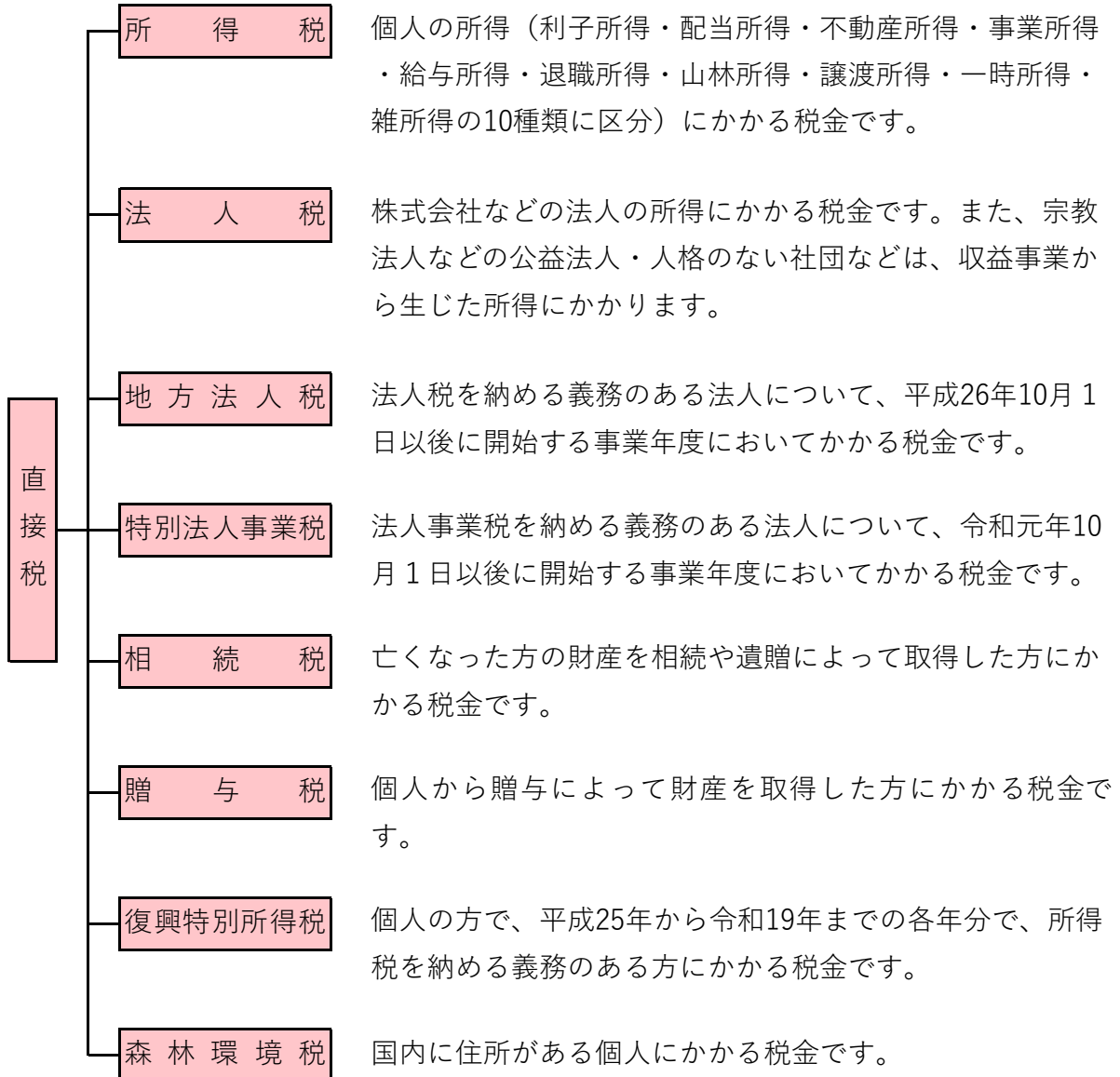
旭川市役所電話番号 0166-26-1111 (代表)

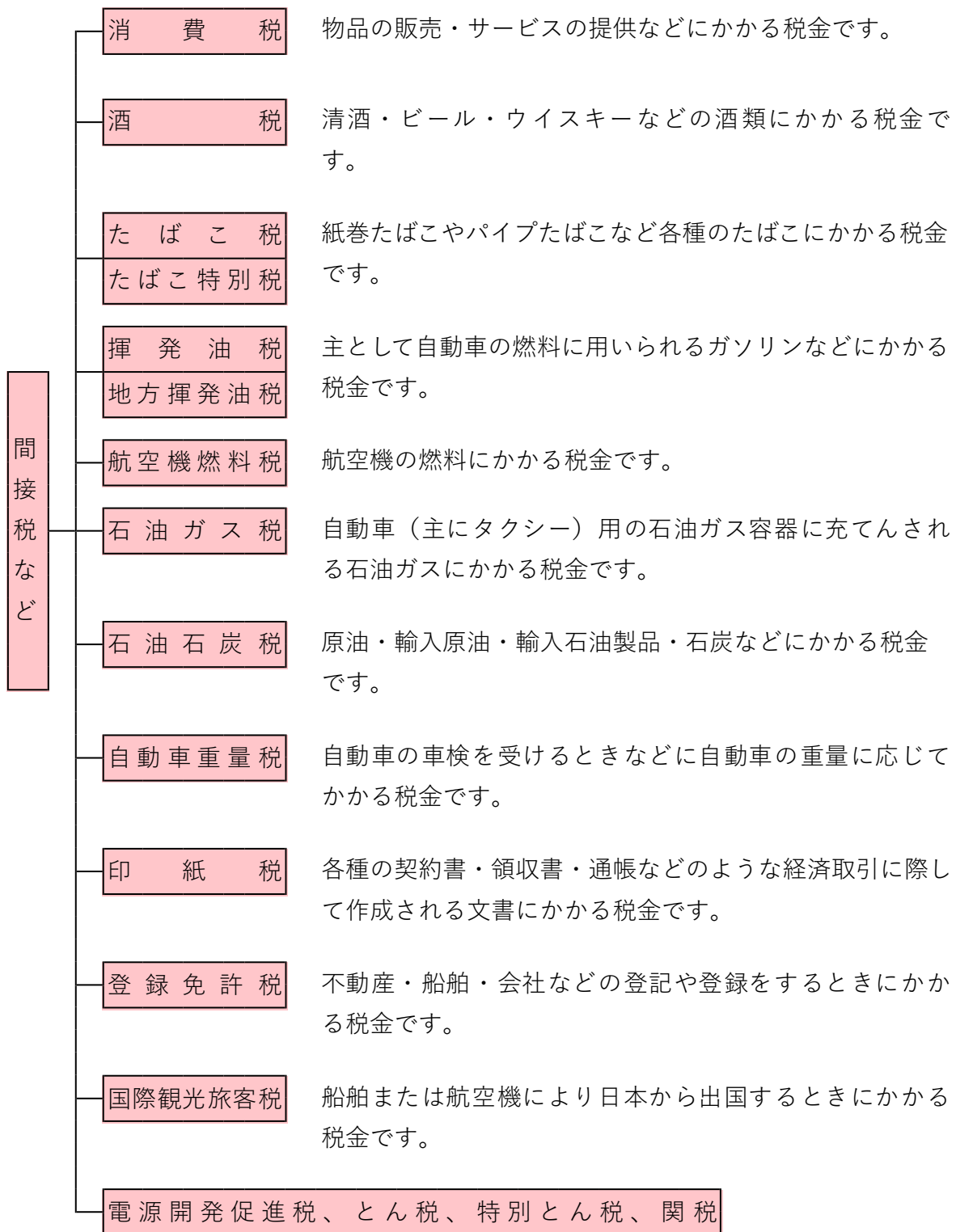
お問合せ内容		担当課(係)		電話番号 (直通)	窓口 (総合庁舎)
市民税について	個人市民税について	市民税課	個人第1・2係	25-5786	3階 税3番
	法人市民税について		法人係	25-5758	
事業所税について					
固定資産税・都市計画税について	土地について	資産税課	土地係	25-5891	3階 税4番
	家屋について		家屋係	25-9752	
	償却資産について		償却資産係	25-5904	
軽自動車税種別割について	市たばこ税、入湯税について	税制課	諸税係	25-5604	3階 税2番
市税に関する証明について					
市税の還付、口座振替、コンビニ納付 (スマホ決済を含む)、eL-QR納付について			納税課 収納管理係		
市税の納付相談、徴収・換価の猶予 (国民健康保険料の納付相談も受け付けています。)	納税課		25-5980		
市税の総括的なこと	税制課 税制係		25-5604	3階 税2番	
固定資産評価審査委員会について	(評価審査委員会事務局)				

# 5 その他

## I 国税のあらまし

### 国税の種類



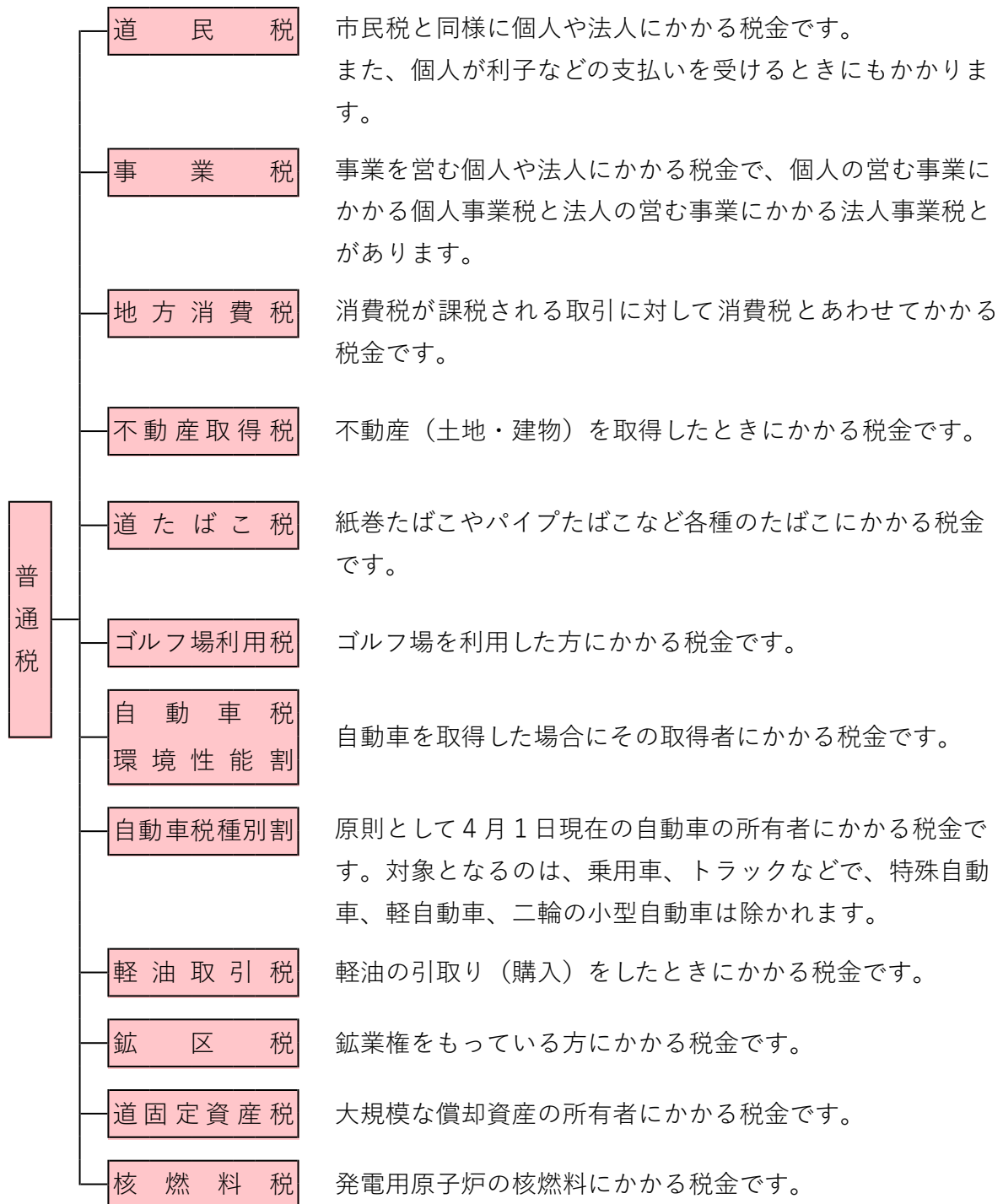


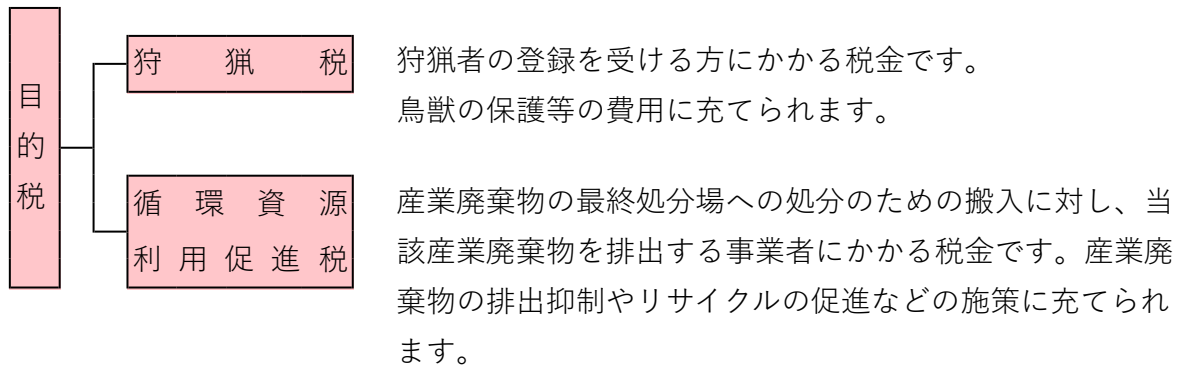
直接税……納める方と実際に負担する方が同じ税金です。

間接税……納める方と実際に負担する方が異なる税金です。

## II 道税のあらまし

### 道税の種類





### 道税のお問合せ先

札幌道税事務所 税務管理部 法人道民税・法人事業税の課税に関すること	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館2F 電話（直通）011-204-5083
---------------------------------------	--

札幌道税事務所 自動車税部 自動車税種別割の課税に関すること 自動車税環境性能割及び 軽自動車税環境性能割の課税に関すること ホームページアドレス	札幌市北区北22条西2丁目 電話 011-746-1190（音声ガイダンス） 電話（直通）011-746-1195 <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/dzc/">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/dzc/</a>
---	--

上川総合振興局 上記以外の課税に関すること 納税に関すること ホームページアドレス	旭川市永山6条19丁目 課税課 電話（直通）46-5926 納税課 電話（直通）46-5100 <a href="https://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/kzi/">https://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/kzi/</a>
--	--

編集 旭川市行財政改革部税制課税制係

〒070-8525

旭川市 7 条通 9 丁目48番地

電話 (0166)25-5604

<https://www.asahikawa.hokkaido.jp/>

